

加 西 の 環 境

平成 29 年度版



平成 29 年 10 月

加 西 市

「加西の環境」の公表について

「加西の環境」は、加西市環境基本条例（平成16年加西市条例第15号）第15条に基づき、加西市内における環境の状況及び環境の保全と創造に関する施策の実施状況を報告書としてまとめて公表するものです。平成29年度版の対象期間は平成28年度中（平成28年4月1日～平成29年3月31日）です。

本報告書では、平成28年度中の加西市における環境関連法令の運用状況、大気の状態、水質の状態、自動車による環境への影響、ごみ処理の状態、バイオマス事業、加西の自然環境・希少動植物、加西市の環境教育、加西市の環境に関する新聞報道をとりまとめております。

本報告書により、加西市の環境状況を改めてご確認いただき、引き続き、住み良い加西市づくりへのご協力をお願いします。

○加西市環境基本条例（抄）

（年次報告）

第15条 市は、毎年、市域における環境の状況及び環境の保全と創造に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。



目 次

I 加西市の統計情報	1
1 市域の概要	1
2 人口	2
3 都市計画の概要	3
4 地目別面積	3
5 業種別の事業所数及び従業者数	4
6 農業	4
7 気象概況	5
II 環境保全行政の実施状況	6
1 地球温暖化防止への取組	6
2 公害関係法令に基づく届出状況	8
3 公害（苦情）の発生及び処理状況	9
4 不法投棄への対応	10
III 水質の状況	11
1 水質汚濁の概要と加西市内の河川・ため池・ゴルフ場のため池の水質の状況	11
2 河川水質調査	11
3 ため池水質調査	16
4 ゴルフ場の水質調査	18
IV 道路周辺の環境	21
1 道路近傍騒音調査	21
2 平成28年度自動車騒音の面的評価結果	22
3 道路周辺環境大気測定結果	22
V ごみ処理の状況	23
1 ごみ処理の概要	23
2 ごみ処理量の推移	24
3 ごみの資源化・減量化	26
VI バイオマス事業	27
1 バイオマスとは	27
2 廃食用油リサイクル事業	28
3 木質バイオマス事業	29
VII 加西の自然・環境学習	31
1 加西市の自然環境の特徴	31
2 生物多様性かさい戦略推進事業	32
3 播磨圏域連携中枢都市圏事業「緑のカーテンコンテスト」	33
VIII 加西市の環境関係の新聞記事	
（平成28年4月1日～平成29年3月31日掲載分）	34
IX 資料	56
1 環境基準とは	56
2 大気汚染に係る環境基準	56
3 水質汚濁に係る環境基準	57
4 騒音に係る環境基準	61
5 自動車公害の要請限度	62
6 環境保全関係法令	63
7 加西市の計画	65

I 加西市の統計情報

本章では、加西市の市域、人口、都市計画、地目別面積、業種別の事業所数及び従業者数、農業、気象の現状を示し、加西市の環境状況を把握する上での基本的な統計情報を紹介しています。

1 市域の概要

加西市は、兵庫県の南部、播州地方のほぼ中央に位置しています。市域の面積は 150.19 km²で、東西 12.4 km、南北 19.8 kmに広がり、東は小野市・加東市、西は姫路市・福崎町、南は加古川市、北は西脇市・多可町・市川町に隣接しています。

気候は、瀬戸内式気候に属し、冬季降水量が少なく年間 1,300 mm前後、また平均気温は15℃前後と温暖で暮らしやすい居住環境となっています。

市の中央部を流れる万願寺川の東側には広大な青野ヶ原台地が、西側には鶉野台地が広がり、播磨内陸地域最大の田園を中心とした平坦地を形成しています。特に、この一帯はため池が多く点在し、県下でも有数の密集地帯であり、水と緑豊かな田園空間を演出しています。



市花／サルビア（シソ科）



市木／カシ（ブナ科）



市章	シンボルキャラクター

2 人口

加西市の人口は平成8年をピークに減少傾向にあります。対照的に世帯数は増加し、核家族化が進んでいます。平成28年3月31日現在、人口は45,171人、世帯数は17,332戸となっています。

世帯と人口の推移（各年3月31日現在）

年	世帯数(世帯)		人口(人)				人口密度 (人/k㎡)
	世帯数	前年増減	総数	男	女	前年	
H19	16,742	61	49,918	24,155	25,763	-615	331.8
H20	16,880	138	49,549	24,021	25,528	-369	329.9
H21	16,986	106	48,980	23,825	25,155	-569	326.1
H22	16,962	-24	48,405	23,580	24,825	-575	322.3
H23	16,961	-1	47,733	23,267	24,466	-672	317.8
H24	17,057	96	47,205	23,025	24,180	-528	314.3
H25	17,072	15	46,672	22,749	23,923	-533	310.8
H26	17,101	29	46,141	22,432	23,709	-531	307.2
H27	17,233	132	45,695	22,212	23,483	-446	304.2
H28	17,332	99	45,171	21,948	23,223	-524	300.7

(資料：加西市健康福祉部)

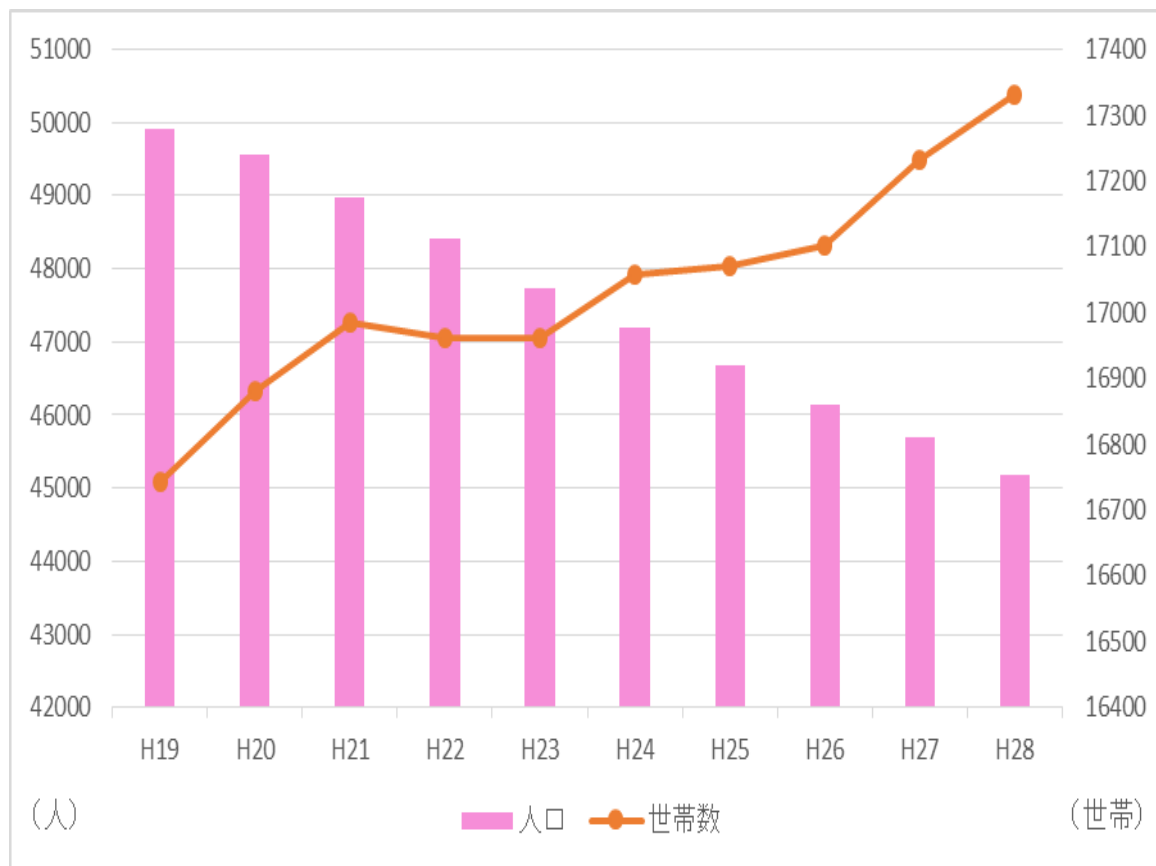


図1.人口と世帯数の推移

3 都市計画の概要（平成 28 年 1 2 月 31 日現在）

区域及び地域	面積(ha)	市街化区域内 構成比(%)
都市計画区域	11,799	
市街化区域	500	100.0
第一種低層住宅専用地域	31	6.2
第二種低層住宅専用地域	35	7.0
第一種中高層住居専用地域	73	14.6
第二種中高層住居専用地域	33	6.6
第一種住居地域	85	17.0
第二種住居地域	58	11.6
近隣商業地域	17	3.4
準工業地域	26	5.2
工業地域	88	17.6
工業専用地域	54	10.8
市街化調整区域	11,299	

（資料：加西市都市整備部）

4 地目別面積（各年 1 月 1 日現在）

年	総面積 (km ²)	田	畑	宅地	山林	原野	その他
H19	150.44	35.25	4.99	11.2	43.17	6.48	49.35
H20	150.19	35.19	4.99	11.13	43.05	6.48	49.35
H21	150.19	35.13	4.99	11.24	43.07	6.48	49.28
H22	150.19	35.07	5.05	11.31	43.07	6.28	49.41
H23	150.19	35.05	5.07	11.39	43.07	6.28	49.33
H24	150.19	34.99	5.07	11.4	43.08	6.33	49.32
H25	150.19	34.95	5.05	11.34	43.10	6.34	49.41
H26	150.19	34.91	5.04	11.37	43.10	6.32	49.45
H27	150.22	34.81	4.96	11.39	43.04	6.27	49.75
H28	150.22	34.75	4.94	11.52	42.94	5.59	50.48

（資料：加西市財務部）

※ 地目別面積は、固定資産税台帳記載面積のため、合計は国土地理院による面積と一致しません。

５ 業種別の事業所数及び従業者数

産業大分類、事業所数及び従業者数（うち民営）

産業大分類	事業所数 (箇所)					従業者数 (人)				
	H16	H18	H21	H24	H26	H16	H18	H21	H24	H26
全産業	2,335	2,309	2,258	2,062	2,038	18,766	21,692	21,470	21,145	20,453
農林漁業	4	5	14	8	10	46	66	186	137	173
非農林漁業	2,331	2,304	2,244	2,054	2,028	18,720	21,626	21,284	21,008	20,280
鉱業、採石業、 砂利採取業	1	1	1	2	1	4	5	3	4	2
建設業	284	253	235	209	186	1,353	1,158	1,000	958	765
製造業	708	677	627	581	566	8,834	9,270	8,888	9,550	9,581
電気・ガス・熱供給・ 水道業	-	1	-	-	-	-	41	-	-	-
運輸・通信業	53	42	79	75	78	1,137	1,170	1,947	1,734	1,542
卸売・小売業、飲食店	748	559	551	475	475	4,096	3,548	4,030	3,196	3,185
金融・保険業	26	23	32	33	30	255	249	264	366	279
不動産業	19	23	47	30	31	58	53	131	84	95
サービス業（医療福祉 含む）	492	473	672	649	661	2,983	2,573	5,021	5,116	4,831

※表中「-」は、実績無し。（資料：加西市統計書）

６ 農業

農家数とその内訳（各年２月１日現在）

年別	農家		専業・兼業別(戸)			
	戸数(戸)	人口(人)	専業	兼業		自給的農家
				農業が主	農業は従	
H2	5,626	25,901	282	132	5,212	-
H7	5,108	22,971	315	169	4,624	-
H12	4,970	22,407	324	130	3,433	1,083
H17	4,163	7,721	377	70	2,528	1,188
H22	3,828	6,632	317	72	2,219	1,220
H27	3,294	4,950	383	173	1,682	1,056

（資料：加西市統計書）

※ 平成 17 年より、人口は販売農家戸数のみ。自給的農家の戸数については、平成 12 年から調査を開始しております。このため、平成 7 年以前は、統計データがありませんので、「-」を記入しています。

7 气象概况

	H19	H20	H21	H22	H23
降水量 (mm)	1088.5	1106.5	1252.5	1543.0	1443.5
平均气温 (°C)	15.0	14.6	14.7	15.0	14.6

	H24	H25	H26	H27	H28
降水量 (mm)	1311.0	1602.0	1170.0	1740.0	1638.0
平均气温 (°C)	14.4	14.6	14.4	15.3	15.7

(資料：加西市消防署)

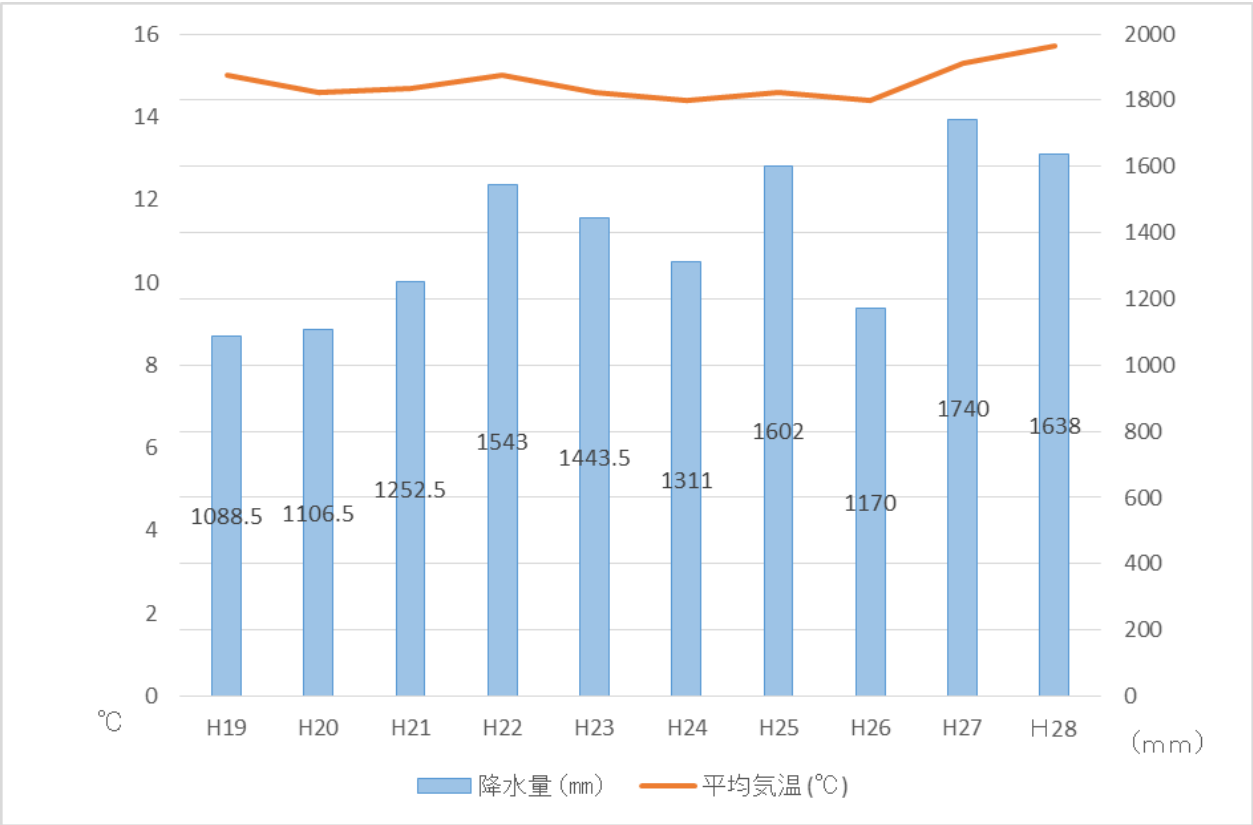


図 2.气象概况

Ⅱ 環境保全行政の実施状況

本章では、地球温暖化防止への取組状況、公害防止関連法令に基づく届出状況、公害（苦情）の発生及び処理状況、不法投棄・野焼き対策の現状を示し、加西市内における法令規制の対象案件の発生状況を整理しています。

1 地球温暖化防止への取組

（１）加西市役所の省 CO₂活動

加西市役所は、平成 12 年 5 月に策定した「加西市地球温暖化対策実行計画（第 1 次）」に引き続き、平成 17 年度を基準年度として平成 24 年度における温室効果ガスの総排出量を 6%削減することを目標とした「第 2 次加西市地球温暖化対策実行計画（第 2 次計画）」を策定し、加西市役所の事務・事業における温室効果ガスの削減に努めてきました。

平成 28 年度の温室効果ガス総排出量は 6,915 t で、平成 17 年度（基準年度）の 16,811 t と比較して、58.8%の減少となりました。大幅減少の要因は、平成 26 年度 5 月から燃やすごみ、粗大ごみの中間処理を小野加東加西環境施設事務組合にて共同処理を開始し、加西市クリーンセンター内の焼却施設を廃止したからです。

上記の経緯を踏まえ、平成 29 年 3 月に第 3 次加西市地球温暖化対策実行計画を策定しました。

（２）温室効果ガス排出要因別の削減目標と削減実績

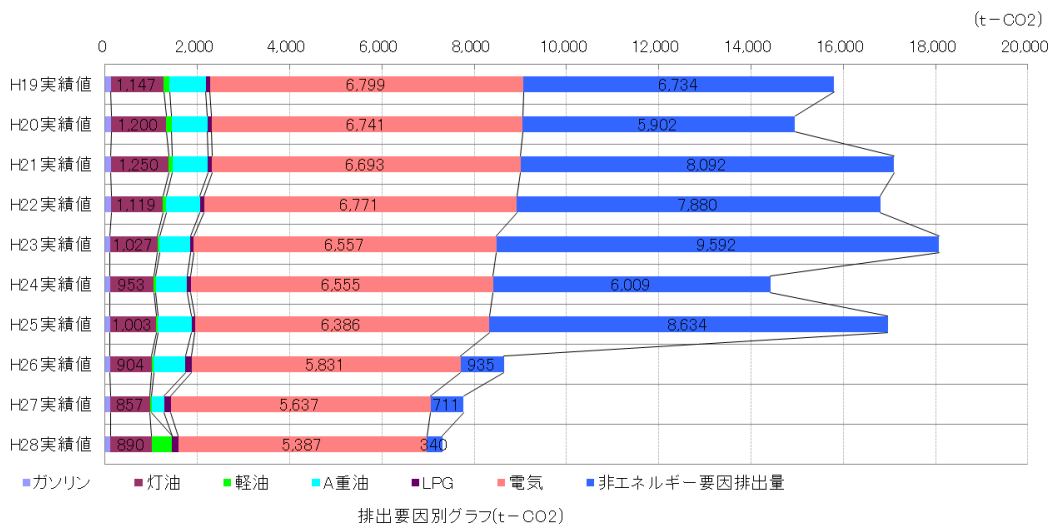
平成 26 年度 5 月から加西市クリーンセンターでの廃棄物の焼却がなくなったことに加えて、定着した節電取組みによる電気使用量の減少、平成 27 年 9 月から加西衛生センターにおける脱水汚泥の焼却を廃止したことにより A 重油使用がなくなった効果で、温室効果ガスの排出量をさらに削減することができました。要因別では、電気及び燃料の使用に伴う排出量は、前年度実績から、さらに 6.8%削減しました。

【加西市役所の業務から排出された温室効果ガス排出量】

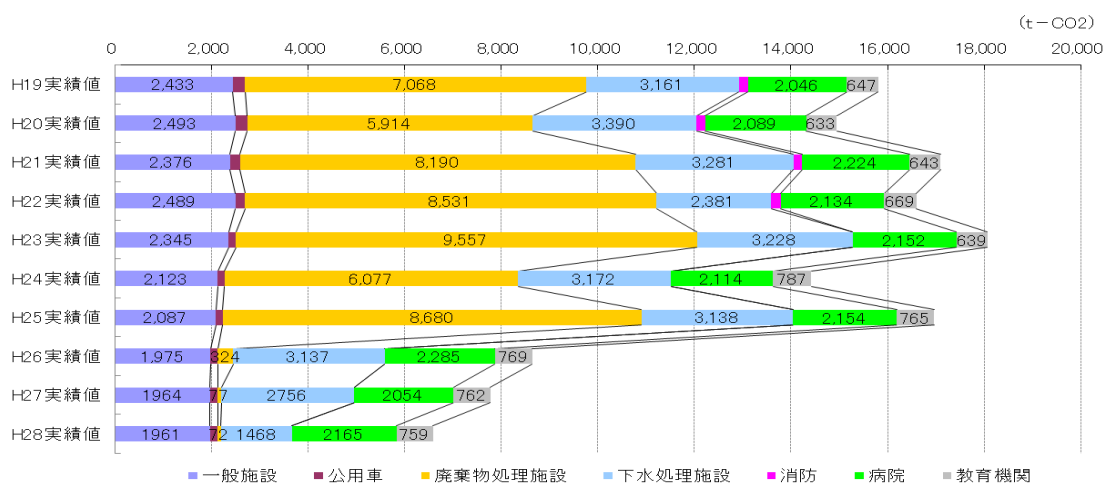
取組項目		平成 25 年度実績値		平成 26 年度実績値		平成 27 年度実績値		平成 28 年度実績値	
（排出要因）		活動量	kg-CO ₂	活動量	kg-CO ₂	活動量	kg-CO ₂	活動量	kg-CO ₂
燃料の使用	ガソリン(L)	46,485	107,922	46,064	106,944	48,156	111,803	50,768	117,867
	灯油(L)	402,850	1,002,887	363,234	904,265	344,322	857,183	357,580	890,189
	軽油(L)	11,720	30,696	15,853	41,523	15,570	40,782	16,728	43,240
	A 重油(L)	269,200	729,432	252,450	684,046	100,200	271,505	0	-
	LPG(m ³)	11,901	71,131	22,675	135,523	22,925	137,013	22,936	137,013
電気の使用		16,894,864	6,386,259	15,426,712	5,831,297	14,911,688	5,636,618	14,251,612	5,387,109
エネルギー要因 計		8,328,327		7,703,598		7,054,904		6,575,422	
非エネルギー要因 計		8,633,567		934,595		711,323		339,868	
総排出量		16,961,804		8,638,193		7,766,227		6,915,290	

※ エネルギー要因は燃料使用量及び電気使用量、非エネルギー要因は燃料使用量以外（例えば、廃棄物焼却量、公用車の走行など）のものです。

※ 排出量は排出係数に活動量を乗じた値です。なお、各活動量について小数点第 2 位以下で四捨五入をしており、各排出量の計算結果が表の数値と異なる場合があります。



排出要因別グラフ (t-CO2)



施設区分別グラフ (t-CO2)

(3) 加西市役所の環境マネジメントシステム

加西市市役所の事務・事業における一層の環境負荷低減を目的として、平成 14 年度から環境マネジメントシステムを運用しています。

- ・平成 14 年度 環境マネジメントシステム (ISO14001) の認証を取得。
- ・平成 17 年度 ISO14001 認証期間満了に伴い、自己宣言に移行。
- ・平成 19 年度 環境省策定の環境経営システム「エコアクション 21 (EA21)」の認証を取得。
- ・平成 25 年度 エコアクション 21 の認証・登録を終了。
- ・平成 26 年度 兵庫県内 7 市で構成されている「環境マネジメントシステムに係る自治体間相互環境監査に関する覚書」へ加入し、独自規格による運用を開始。
加西市からは明石市・宝塚市の環境監査を行い、加西市は明石市・芦屋市による環境監査を受けた。
- ・平成 27 年度 加西市からは芦屋市・伊丹市の環境監査を行い、加西市は姫路市・宝塚市による環境監査を受けた。
- ・平成 28 年度 加西市からは西宮市・尼崎市の環境監査を行い、加西市は明石市・芦屋市による環境監査を受けた。

2 公害防止関係法令に基づく届出状況

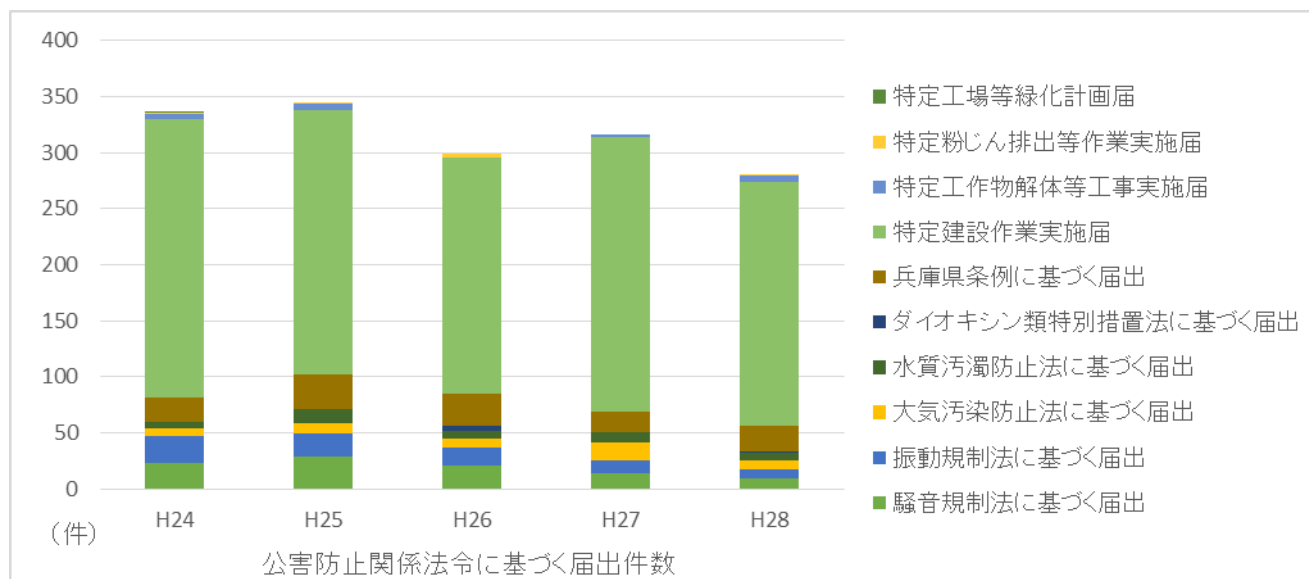
工場・事業場は、周辺の生活環境や人の健康に著しい影響を及ぼすおそれのある施設を設置する場合、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）により、「特定施設設置届」をあらかじめ届け出なければなりません。

また、建設工事に伴い著しい騒音・振動・粉じんが発生する場合は、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、兵庫県条例により、「特定建設作業」として届け出なければなりません。

さらに、床面積が 1,000 m²以上又はアスベストを含む建物を解体する場合には、兵庫県条例により、「特定工作物解体等工事実施届」を、大気汚染防止法により「特定粉じん排出等作業実施届」を届け出なければなりません。

届出区分 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28
特定施設設置届(件)					
ア 騒音規制法に基づく届出	23	29	21	14	10
イ 振動規制法に基づく届出	24	21	16	11	7
ウ 大気汚染防止法に基づく届出	7	9	8	16	8
エ 水質汚濁防止法に基づく届出	6	12	7	10	7
オ ダイオキシン類特別措置法に基づく届出	0	0	4	0	2
カ 兵庫県条例に基づく届出	22	31	29	18	22
特定建設作業実施届、特定工作物解体等工事実施届、特定粉じん排出等作業実施届、特定工場等緑化計画届(件)					
キ 特定建設作業実施届	248	236	210	245	218
ク 特定工作物解体等工事実施届	4	6	1	2	6
ケ 特定粉じん排出等作業実施届	1	1	3	－	1
コ 特定工場等緑化計画届	1	－	－	－	－
計	336	345	299	316	225

※ 表中「－」は、実績無しを意味する。



3 公害（苦情）の発生及び処理状況

（１）公害（苦情）の受理件数

環境基本法において「公害」とは、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤の沈下及び⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境にかかる被害が生ずることをいう」とされており、この７種類の公害を「典型７公害」といいます。公害に関する苦情は、地域住民の生活に密接に関係した問題であり、迅速にかつ適切に処理することが重要です。

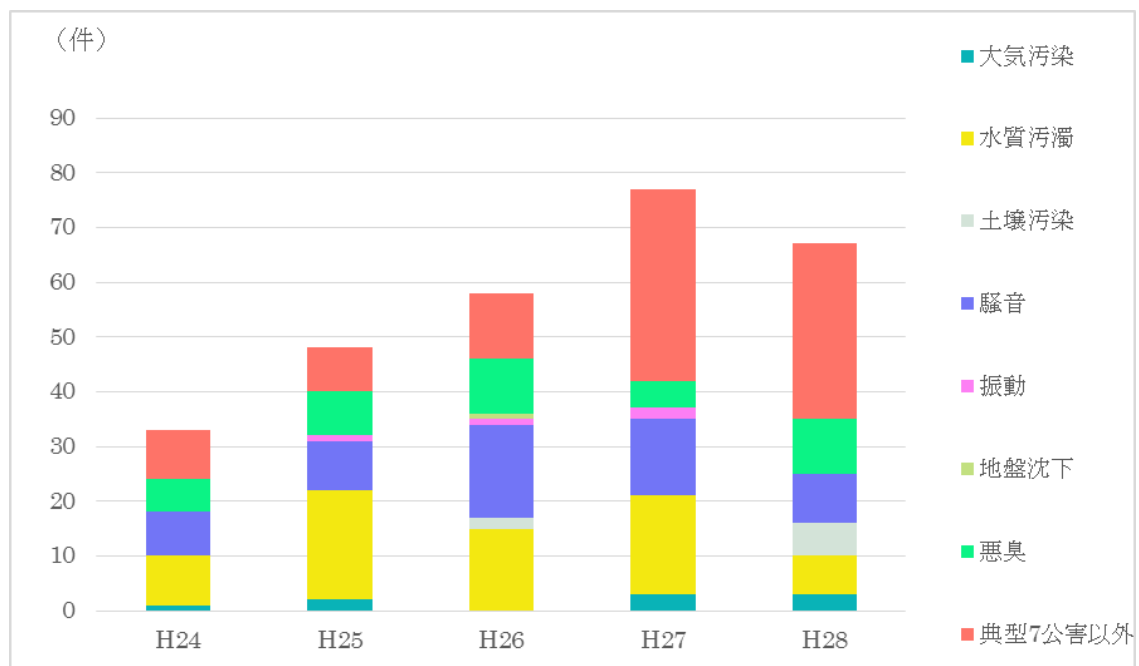
加西市における公害（苦情）件数は、ここ数年増加傾向にあります。主に、水質汚濁、騒音、悪臭に関する苦情が多くなっています。水質汚濁では酸素不足による魚のへい死やアオコの発生に関すること、騒音では工場からの騒音やトラックのアイドリングに関する苦情が寄せられています。

また、近年の苦情全般に関する特徴として、法令に基づく規制基準以下であるものや、そもそも法令の対象外であるものが多く、多様化する社会の中で苦情解決が困難なケースが多いことが挙げられます。

ア 公害（苦情）の種類別受理件数

公害(苦情)の種類 \ 年度	公害(苦情)の種類 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28
典型 7 公害	① 大気汚染	1	2	0	3	3
	② 水質汚濁	9	20	15	18	7
	③ 土壌汚染	－	－	2	0	6
	④ 騒音	8	9	17	14	9
	⑤ 振動	－	1	1	2	－
	⑥ 地盤の沈下	－	－	1	0	－
	⑦ 悪臭	6	8	10	5	12
	小計	24	40	46	42	37
典型7公害以外	典型7公害以外	9	8	12	35	32
	合計	33	48	58	77	69

※ 表中「－」は、実績無しを意味する。



イ 公害（苦情）の発生地域別受理件数

用途地域 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28
第一種低層住宅専用地域	1	1	1	5	－
第二種低層住宅専用地域	－	－	4	3	－
第一種中高層住居専用地域	1	3	－	2	7
第二種中高層住居専用地域	－	1	－	－	1
第一種住居地域	5	1	4	3	－
第二種住居地域	2	2	1	2	－
近隣商業地域	1	1	2	1	3
準工業地域	－	1	－	1	1
工業地域	－	3	2	2	－
工業専用地域	3	2	2	2	2
市街化調整区域	20	33	42	56	55
その他の地域	－	－	－	－	－
計	33	48	58	77	69

※ 表中「－」は、実績無しを意味する。

ウ 公害（苦情）被害の種類別受理件数

被害の種類 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28
健康	6	4	2	3	3
財産	13	18	15	29	12
動・植物	0	2	2	1	21
感覚的・心理的	14	24	39	29	25
その他	－	－	－	15	8
計	33	48	58	77	69

※ 表中「－」は、実績無しを意味する。

(2) 公害（苦情）の処理状況

処理状況 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28
受理件数の総数	33	48	58	77	69
直接処理(解決)した件数	27	41	47	64	59
他に移送した件数	3	3	2	3	6
継続件数	3	4	9	10	4

※ 表中「－」は、実績無しを意味する。

4 不法投棄への対応

不法投棄を許さない地域づくりを推進するため、北播磨県民局とのタイアップを図り、地域住民の主体的な活動として、不法投棄防止活動推進員を市内 49 地区に 144 人推薦し、不法投棄の監視に努めました。

また小中学校 P T A による資源ごみの集団回収運動奨励金、ごみ減量化機器設置補助金を交付してごみ減量に対する意識の啓発を図りました。

Ⅲ 水質の状況

本章では、水質汚濁とは何かについて簡単に説明し、加西市の水質状況を把握するために毎年実施している河川・ため池の水質調査の結果を示し、加西市の河川・ため池の水質の状況を整理しています。

1 水質汚濁の概要と加西市内の河川・ため池・ゴルフ場周辺のため池の水質の状況

水質汚濁とは、生活排水や工場排水により、汚染物質が自然浄化作用の限度を超えて流れ込んだ結果、水質を変化させ、人や動植物に悪影響を与える状態をいいます。環境基本法において、水質汚濁に係る環境基準として、人の健康の保護に関する基準（健康 27 項目）と生活環境の保全に関する基準（生活環境 5 項目）が定められています。

加西市では、毎年、河川定期調査・河川補足調査を行い、BOD（生物化学的酸素要求量）を把握しています。また、ため池調査（8 地点）も行っており、COD（化学的酸素要求量）の経年変化を把握しています。さらに、ゴルフ場のため池水質調査も行っています。次節以降で、平成 23 年度から過去 10 年分の測定地点ごとの BOD・COD の経年変化を示しています。

生活排水については公共下水道などの整備により、工場排水については水質汚濁防止法等の排水基準による規制により、加西市の河川・ため池の水質は概ね良好な状態にあります。

《 用語解説 》

・BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が 20℃、5 日間で微生物により無機化されるときに消費される酸素の消費量を表します。数値が高いほど有機物による汚濁が進んでいます。環境基準では、河川の汚濁指標として採用されています。

・COD（化学的酸素要求量）

水中の被酸化性物質を酸化剤等で酸化し、その際に消費される酸素量を表します。数値が高いほど汚染が進んでいます。環境基準では、海域及び湖沼の汚濁指標として採用されています。

河川と海域・湖沼で基準となる指標が異なっています。その理由は、湖沼では、植物プランクトンや光合成等による酸素の影響を受け、BOD では的確に有機物質の量を測定できないこと、海域では海水中の塩分が影響して BOD が測定しにくいことなどです。

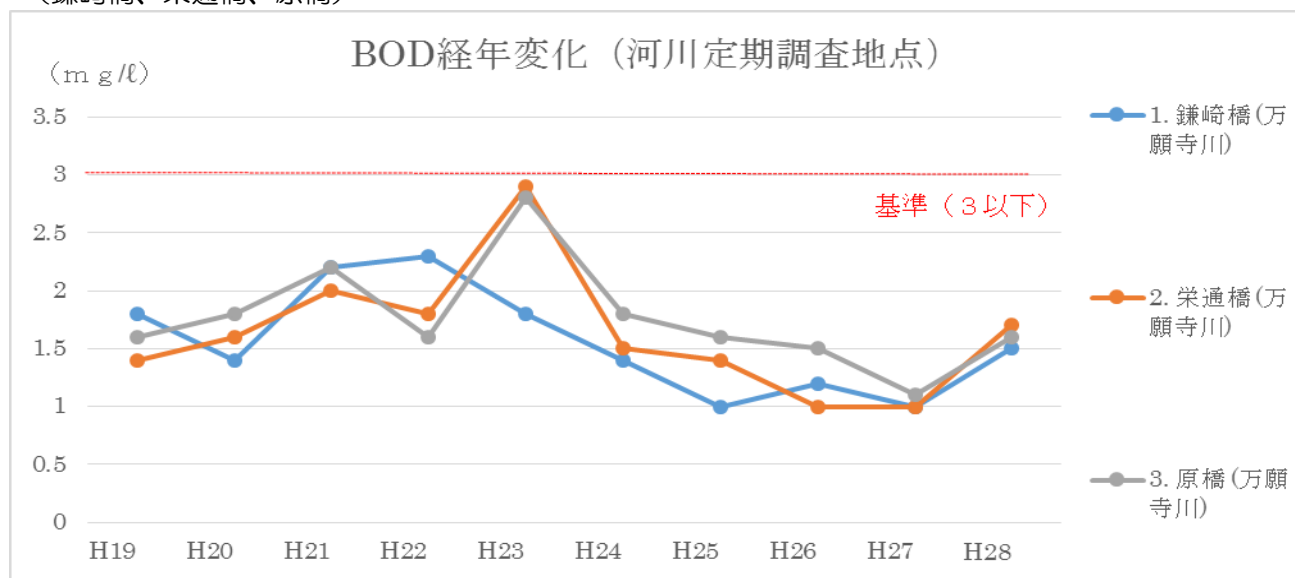
2 河川水質調査

（1）河川 定期調査（5 河川 9 地点）地点 BOD の経年変化（各年度 2 月採水データ） 単位（mg/ℓ）

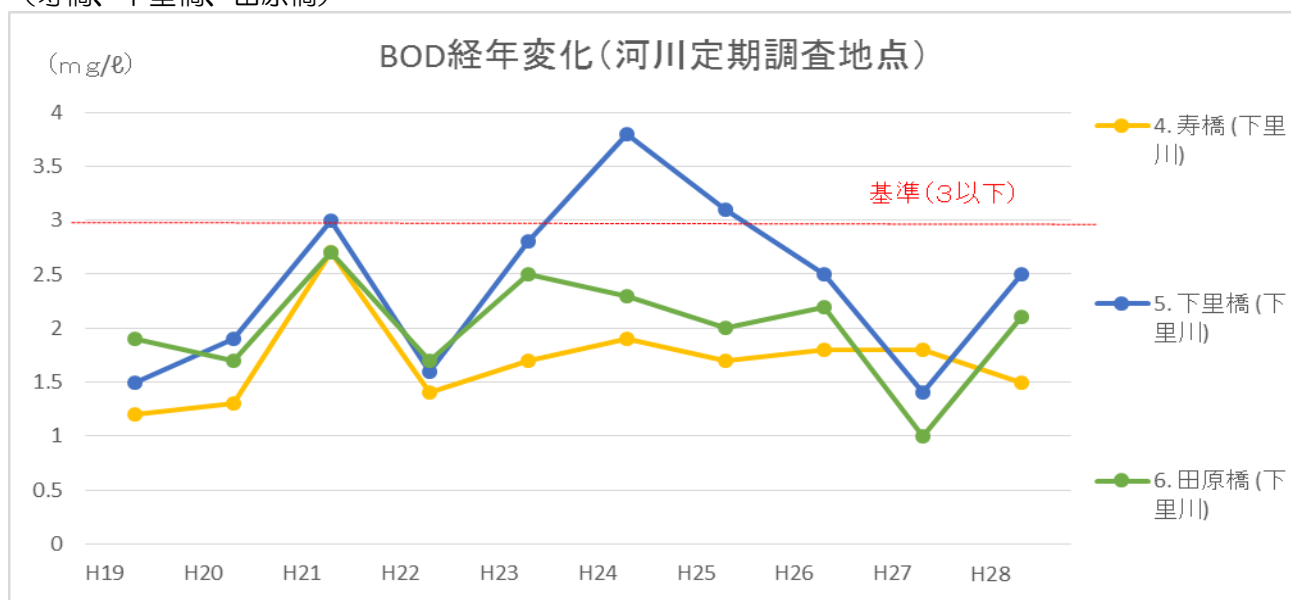
定期調査地点\年度	基準	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1. 鎌崎橋（万願寺川）	3 以下	1.8	1.4	2.2	2.3	1.8	1.4	1.0	1.2	1.0	1.5
2. 栄通橋（万願寺川）		1.4	1.6	2.0	1.8	2.9	1.5	1.4	1.0	1.0	1.7
3. 原橋（万願寺川）		1.6	1.8	2.2	1.6	2.8	1.8	1.6	1.5	1.1	1.6
4. 寿橋（下里川）		1.2	1.3	2.7	1.4	1.7	1.9	1.7	1.8	1.8	1.5
5. 下里橋（下里川）		1.5	1.9	3.0	1.6	2.8	3.8	3.1	2.5	1.4	2.5
6. 田原橋（下里川）		1.9	1.7	2.7	1.7	2.5	2.3	2.0	2.2	1.0	2.1
7. 溝川橋（手前川）		2.8	2.2	5.2	2.5	2.9	1.7	2.4	1.3	2.7	2.6
8. 老生橋（普光寺川）		1.7	2.2	3.0	1.8	2.5	3.2	1.9	1.5	1.0	1.8
9. 柳橋（天川）		0.8	1.3	2.3	1.1	2.7	0.6	1.4	0.5	0.8	1.6

■河川 定期調査地点BODの経年変化

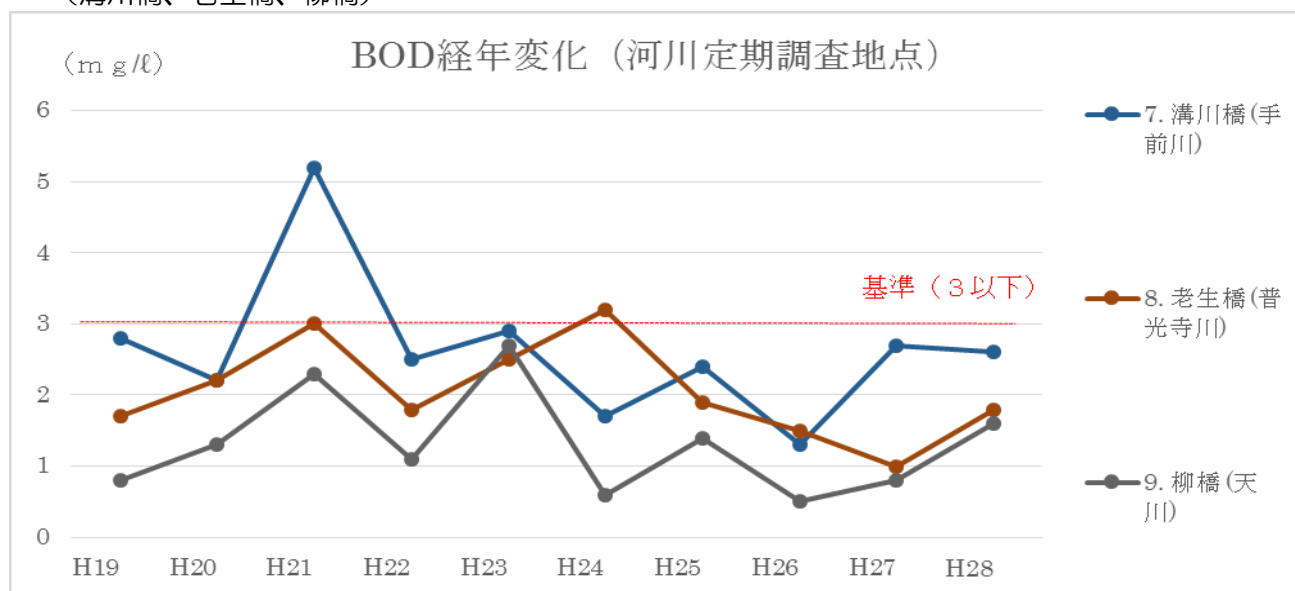
(鎌崎橋、栄通橋、原橋)



(寿橋、下里橋、田原橋)



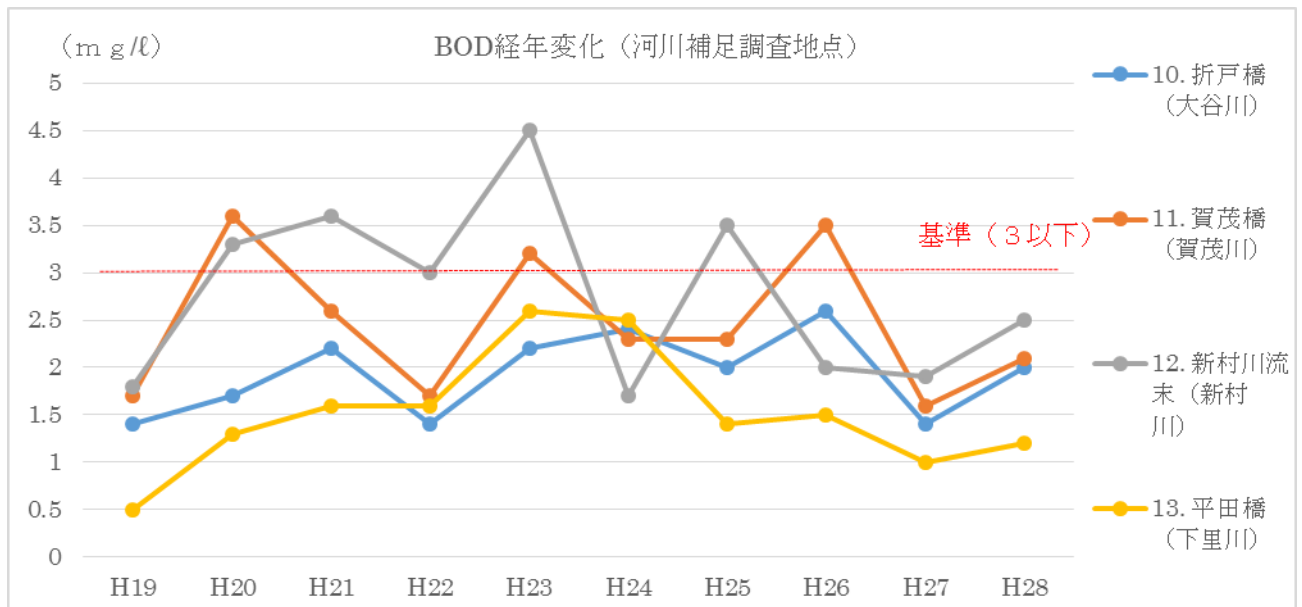
(溝川橋、老生橋、柳橋)



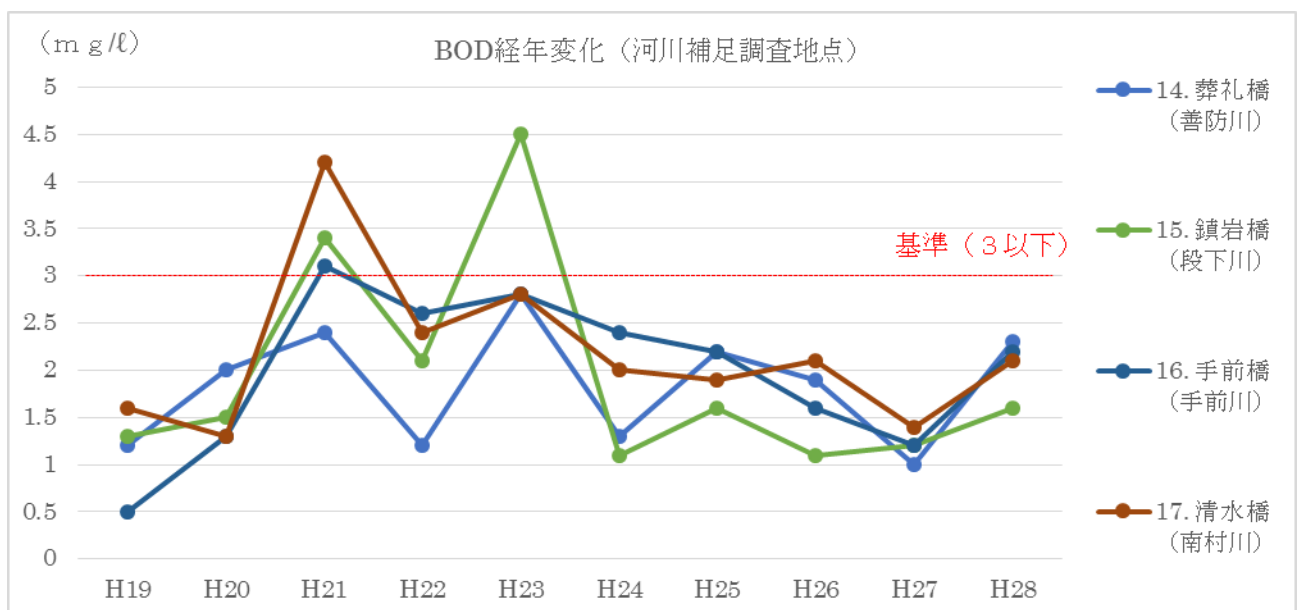
(2) 河川 補足調査 (11 河川 11 地点) 地点 BOD の経年変化 (各年度 2 月採水データ) 単位 (mg/ℓ)

補足調査地点\年度	基準	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
10. 折戸橋(大谷川)	3.0 以下	1.4	1.7	2.2	1.4	2.2	2.4	2.0	2.6	1.4	2.0
11. 賀茂橋(賀茂川)		1.7	3.6	2.6	1.7	3.2	2.3	2.3	3.5	1.6	2.1
12. 新村川流末(新村川)		1.8	3.3	3.6	3.0	4.5	1.7	3.5	2.0	1.9	2.5
13. 平田橋(下里川)		0.5	1.3	1.6	1.6	2.6	2.5	1.4	1.5	1.0	1.2
14. 葬礼橋(善防川)		1.2	2.0	2.4	1.2	2.8	1.3	2.2	1.9	1.0	2.3
15. 鎮岩橋(段下川)		1.3	1.5	3.4	2.1	4.5	1.1	1.6	1.1	1.2	1.6
16. 手前橋(手前川)		0.5	1.3	3.1	2.6	2.8	2.4	2.2	1.6	1.2	2.2
17. 清水橋(南村川)		1.6	1.3	4.2	2.4	2.8	2.0	1.9	2.1	1.4	2.1
18. 古川橋(普光寺川)		0.5	1.6	2.4	1.6	2.0	2.1	1.7	1.6	1.1	1.9
19. 高橋(万願寺川)		0.5	1.3	3.5	1.4	1.8	1.1	1.4	1.1	1.0	1.8
20. 五領橋(油谷川)		0.5	1.1	2.7	2.6	1.9	1.6	2.3	0.9	1.3	1.7

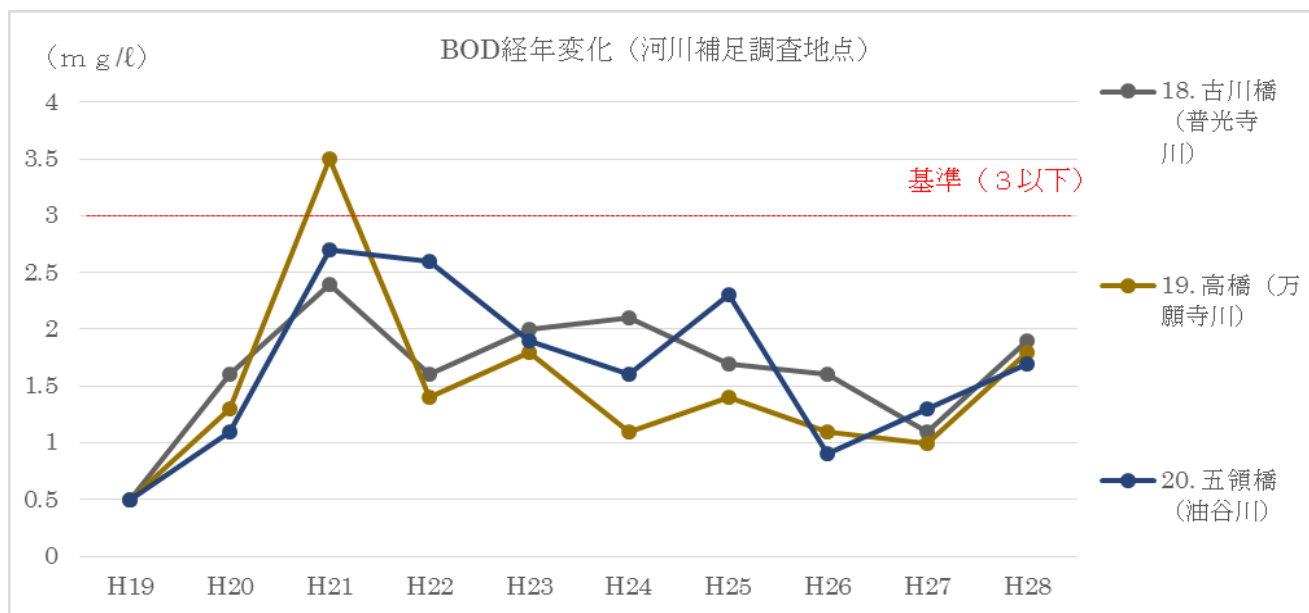
■ 河川 補足調査地点 BOD の経年変化
(折戸橋、賀茂橋、新村川流末、平田橋)



(葬礼橋、鎮岩橋、手前橋、清水橋)

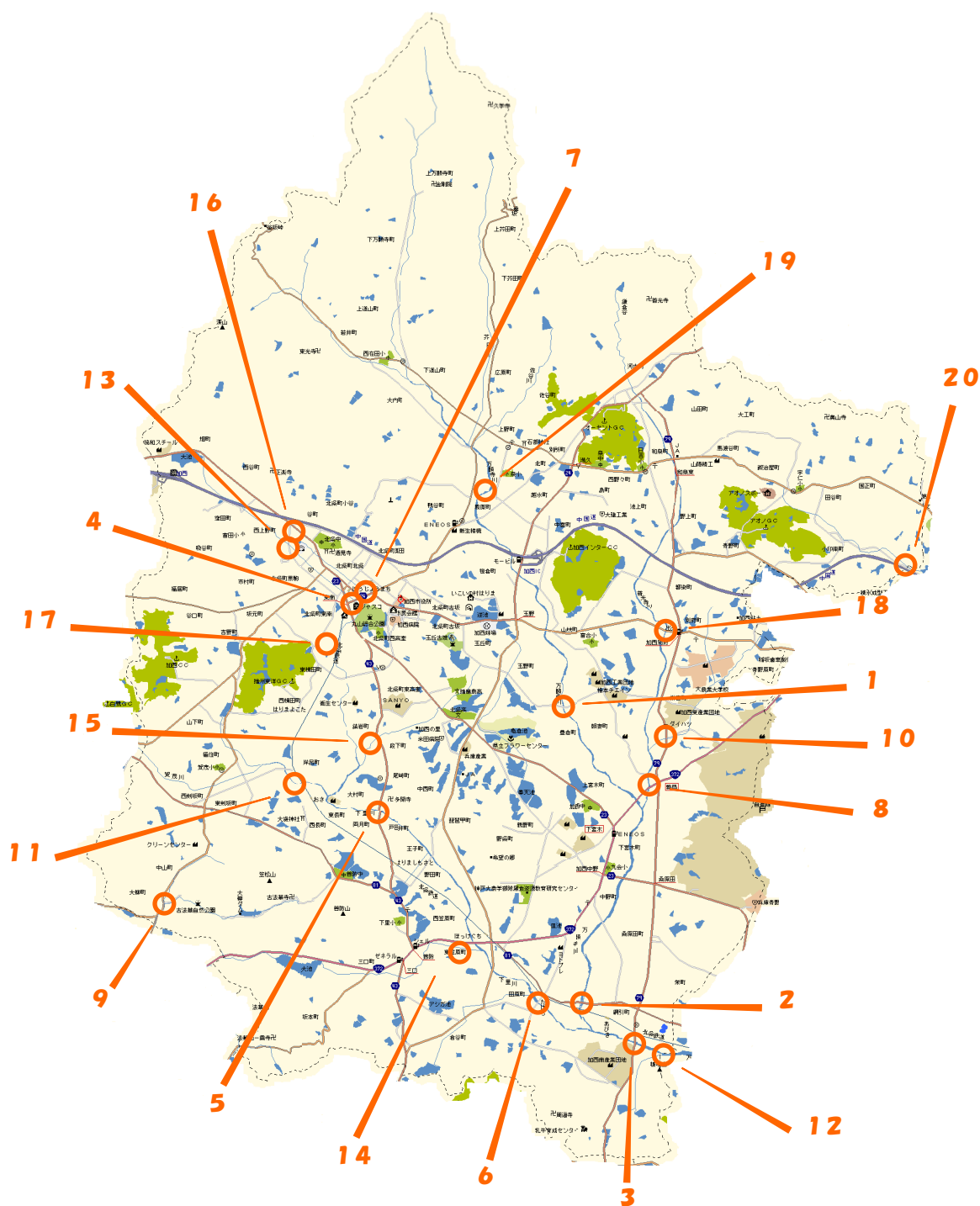


(古川橋、高橋、五領橋)



(3) 河川水質調査地点

河川定期調査地点		河川補足調査地点	
1	鎌崎橋(万願寺川)	10	折戸橋(大谷川)
2	栄通橋(万願寺川)	11	賀茂橋(賀茂川)
3	原橋(万願寺川)	12	新村川流末(新村川)
4	寿橋(下里川)	13	平田橋(下里川)
5	下里橋(下里川)	14	葬礼橋(善防川)
6	田原橋(下里川)	15	鎮岩橋(段下川)
7	溝川橋(手前川)	16	手前橋(手前川)
8	老生橋(普光寺川)	17	清水橋(南村川)
9	柳橋(天川)	18	古川橋(普光寺川)
		19	高橋(万願寺川)
		20	五領橋(油谷川)



3 ため池水質調査

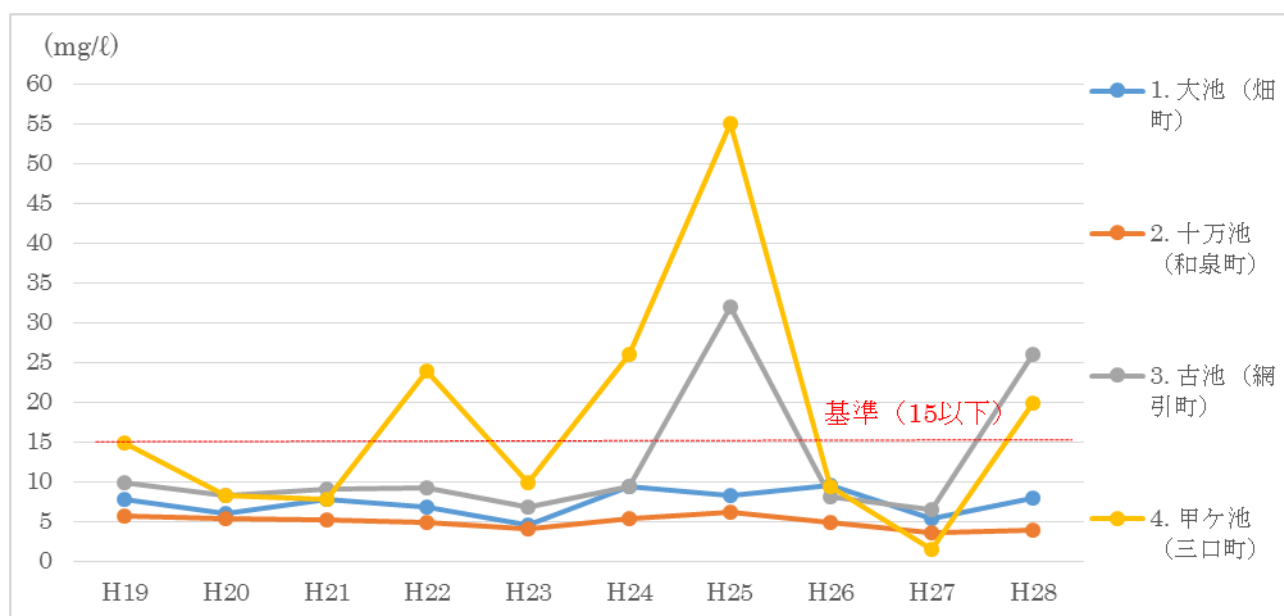
(1) ため池 COD の経年変化（各年度 8 月採水データ）

単位 (mg/ℓ)

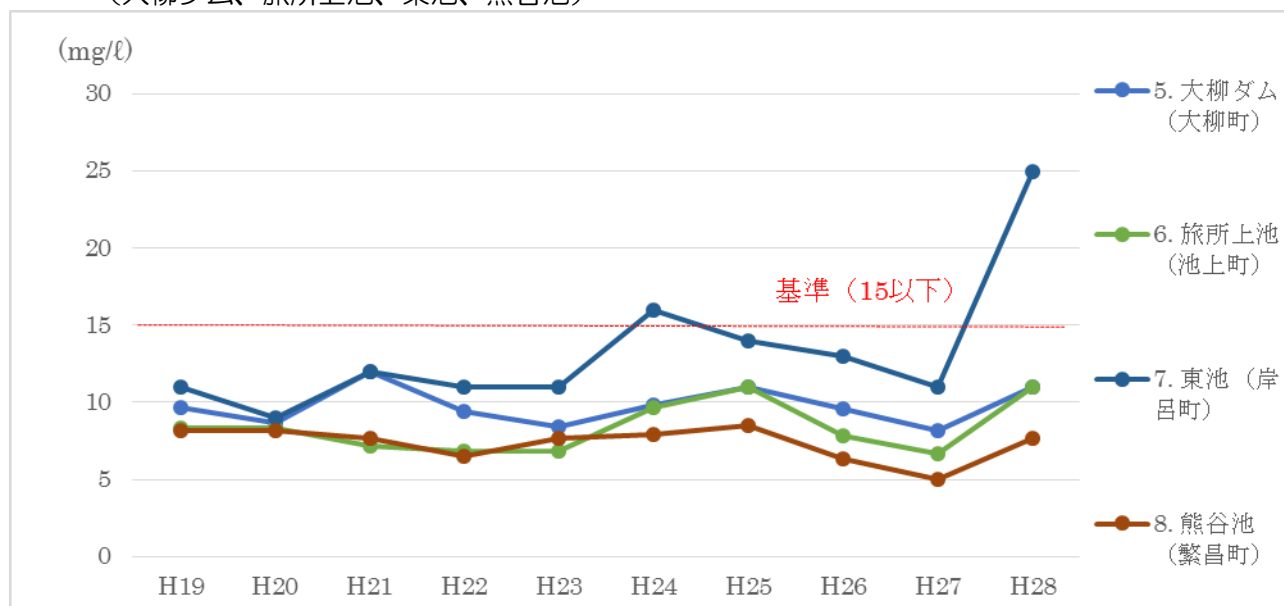
定期調査地点\年度	参考基準※	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1. 大池(畑町)	15 以下	7.9	6.1	7.9	6.8	4.6	9.5	8.4	9.6	5.5	8.0
2. 十万池(和泉町)		5.8	5.5	5.3	5.0	4.1	5.4	6.2	5.0	3.6	3.9
3. 古池(網引町)		10.0	8.4	9.1	9.3	6.9	9.4	32.0	8.2	6.5	26.0
4. 甲ヶ池(三口町)		15.0	8.4	7.8	24.0	10.0	26.0	55.0	9.4	1.5	20.0
5. 大柳ダム(大柳町)		9.7	8.7	12	9.4	8.4	9.8	11.0	9.6	8.2	11.0
6. 旅所上池(池上町)		8.3	8.3	7.2	6.8	6.8	9.7	11.0	7.8	6.7	11.0
7. 東池(岸呂町)		11.0	9.0	12.0	11.0	11.0	16.0	14.0	13.0	11.0	25.0
8. 熊谷池(繁昌町)		8.2	8.2	7.7	6.5	7.7	7.9	8.5	6.3	5.0	7.7

※ ため池の水質については、法令上、基準が定められておりません。このため、市内の各ゴルフ場と締結している環境保全協定書に定められているため池の水質基準の値を、市内のため池水質調査における水質の経年変化の傾向を把握する際の参考基準として記載しております。よって、この値の超過が法令違反となるものではありません。

■ ため池 定期調査地点COD の経年変化 (大池、十万池、古池、甲ヶ池)

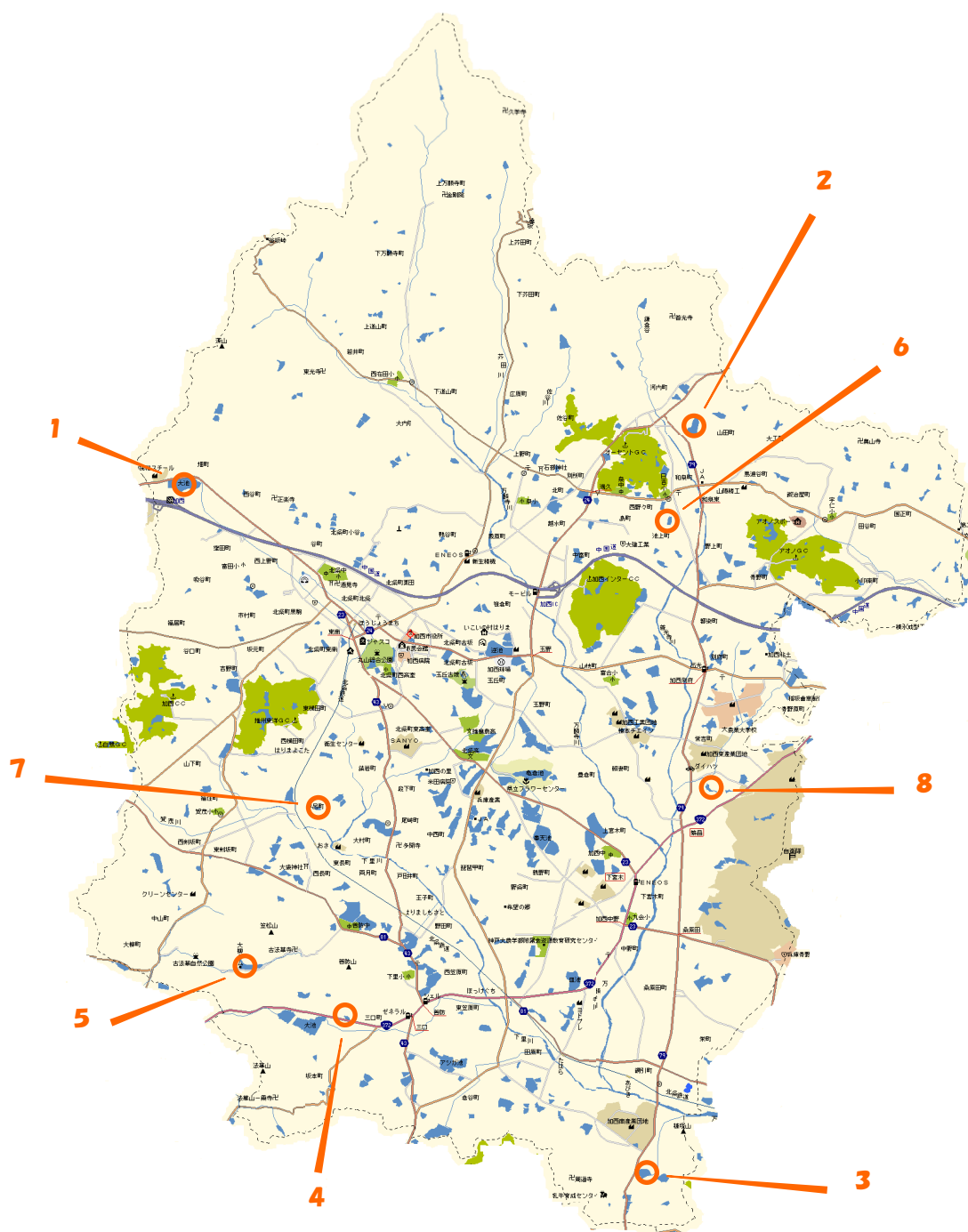


(大柳ダム、旅所上池、東池、熊谷池)



(2) ため池水質調査地点

	池名	町名
1	大池	畑町
2	十万池	和泉町
3	古池	網引町
4	甲ヶ池	三口町
5	大柳ダム	大柳町
6	旅所上池	池上町
7	東池	岸呂町
8	熊谷池	繁昌町



4 ゴルフ場の水質調査

加西市では、ゴルフ場で使用される農薬と肥料の安全な使用を確保するために、市内の 6 箇所のゴルフ場と環境保全協定書を結び、水質に係る協定基準を設けています。この協定書に基づき、毎年 2 回（7 月・11 月）、全てゴルフ場内のため池について（全 26 箇所）、11 項目の一般成分と使用された農薬成分の水質分析を行っています。

各ゴルフ場内のため池の水質調査の結果については、次ページ以降に掲載しています。稀に、協定基準を満たしていない項目がありますが、検査当日の気温・水温、その年の気象状況等による自然条件の差の範囲と考えられ、概ね良好な水質が保たれていると言えます。

【ゴルフ場とため池の一覧】

ゴルフ場の名称	ため池の名称
(1) アオノゴルフコース	大池、スリバチ池（新田池）、梨ヶ谷池（8 号調整池）、奥の谷池（13 号調整池）、上池（15 号調整池）
(2) タカガワオーセントゴルフ倶楽部	無名池、満久谷池（11 号調整池）、方坂池（15 号調整池）、満久谷池、大谷池、満久谷池（奥池 6 号調整池）、垂水谷池（3 号調整池）
(3) 加西インターカントリークラブ	桑ヶ谷小池、大谷池、東側水源池、原下池 ※ 水質の傾向をより正確に把握するため、平成 25 年度より採水箇所が「2 番ホール横の池」から「東側水源池」に変更となっております。
(4) 加西カントリークラブ	大谷池、B 調整池、C 調整池、石山池北側、石山池北西側、善合寺池
(5) 播州東洋ゴルフ倶楽部	向池、才の池、西池
(6) 白鷺ゴルフクラブ	3 号調整池

【水質分析の項目一覧】

分析項目	協定基準	分析項目	協定基準
① P・H	5.8～8.6	⑧ 全リン	1mg/l 以下
② 透明度	-	⑨ アンモニア性窒素	-
③ COD	15mg/l 以下	⑩ 砒素	-
④ BOD	15mg/l 以下	⑪ 有機リン	検出されないこと
⑤ DO	5mg/l 以下	⑫ 農薬（殺虫剤・除草剤・殺菌剤）については、環境省暫定指導指針値の定められている成分中、使用している上位 2 成分	
⑥ SS	20mg/l 以下		
⑦ 全窒素	3mg/l 以下		

1. アオノゴルフコース		池の名称	大池		スリバチ池 (新田池)		梨ヶ谷池 (8号調整池)		奥の谷池 (13号調整池)		上池 (15号調整池)	
		測定日	H28. 7. 27	H28. 11. 29	H28. 7. 27	H28. 11. 29	H28. 7. 27	H28. 11. 29	H28. 7. 27	H28. 11. 29	H28. 7. 27	H28. 11. 29
分析項目		協定基準	測定値									
一般項目	天候	-	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
	気温	-	28. 6	10. 5	29	11. 4	29	9. 5	28. 6	9. 9	27. 5	9
	水温	-	27. 8	13. 8	29	12. 9	28	12. 3	27. 8	12	28. 5	12. 9
	透視度	-	>50	>50	>50	>50	>50	44	>50	>50	>50	>50
	色相	-	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色
	臭気	-	土臭	土臭	土臭	土臭	土臭	土臭	土臭	土臭	土臭	土臭
生活環境項目	水素イオン濃度（pH）	5.8以上～8.6以下	7. 7	7. 2	7. 2	7. 1	7. 9	7. 1	7. 3	7. 3	7. 5	7. 1
	生物化学的酸素要求量（BOD）	15mg/ℓ以下	3. 6	1. 5	3. 6	2. 3	2. 7	2. 5	3. 6	3. 3	2. 8	1. 2
	化学的酸素要求量（COD）	15mg/ℓ以下	5. 6	5	9	5. 5	5. 3	7	7. 5	8. 9	6. 1	4. 2
	浮遊物質質量（SS）	20mg/ℓ以下	2	4	3	4	4	6	4	6	3	2
	溶存酸素量（DO）	5mg/ℓ以下	10	8. 4	7. 7	9. 7	8. 7	9. 5	7. 4	10	8. 8	8. 4
	全窒素（T-N）	3mg/ℓ以下	0. 38	0. 55	0. 51	0. 55	0. 33	0. 37	0. 52	0. 46	0. 39	0. 41
	全リン（T-P）	1mg/ℓ以下	0. 021	0. 018	0. 042	0. 012	0. 017	0. 031	0. 03	0. 045	0. 014	0. 012
	砒素（As）	-	0. 001	0. 001	0. 002	<0. 001	0. 001	<0. 001	0. 001	0. 001	<0. 001	<0. 001
	有機リン	検出されないこと	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01
	アンモニア性窒素（NH4-N）	-	<0. 05	0. 23	<0. 05	0. 15	<0. 05	<0. 05	<0. 05	<0. 05	<0. 05	0. 11
農業成分	環境省暫定指導指針に指針値が設定されている農業成分のうち、殺虫剤・殺菌剤・除草剤の用途ごとに使用している上位2成分	環境省暫定指針値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2. タカガワオーセントゴルフ倶楽部		池の名称	無名池		満久谷池 (11号調整池)		方坂池 (15号調整池)		満久谷池		大谷池		満久谷池 (奥池6号調整池)		垂水池 (3号調整池)	
		測定日	H28. 7. 27	H28. 11. 29	H28. 7. 27	H28. 11. 29	H28. 7. 27	H28. 11. 29	H28. 7. 27	H28. 11. 29	H28. 7. 27	H28. 11. 29	H28. 7. 27	H28. 11. 29	H27. 7. 28	H28. 11. 29
分析項目		協定基準	測定値													
一般項目	天候	-	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
	気温	-	30. 8	10. 7	31	9. 2	29. 8	10	31. 3	10. 5	31. 3	9. 3	29. 8	9. 3	31	8. 9
	水温	-	29	11. 9	29. 5	12. 3	29. 5	15	29. 2	11. 1	29. 5	12. 4	29. 8	11. 5	29. 8	11. 1
	透視度	-	>50	20	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50
	色相	-	微黄色	微茶色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色
	臭気	-	無臭	土臭	土臭	土臭	無臭	土臭	土臭	土臭	無臭	無臭	無臭	土臭	土臭	土臭
生活環境項目	水素イオン濃度（pH）	5.8以上～8.6以下	8. 1	7. 4	7. 6	7. 1	9. 2	7. 3	7. 3	6. 9	8. 3	7. 2	8. 7	7. 1	8. 4	7. 5
	生物化学的酸素要求量（BOD）	15mg/ℓ以下	3. 3	2. 1	4. 1	2. 4	3. 6	1. 3	4. 0	1. 4	2. 6	1. 9	6	2. 2	6. 3	2. 2
	化学的酸素要求量（COD）	15mg/ℓ以下	6	6	9. 7	6. 9	5. 7	2. 9	9. 2	6. 1	4. 7	4. 8	9	8. 4	9. 5	4. 6
	浮遊物質質量（SS）	20mg/ℓ以下	3	19	6	6	2	8	5	2	1	4	3	5	12	5
	溶存酸素量（DO）	5mg/ℓ以下	9. 5	8. 4	8. 7	8. 7	8. 5	13	7. 5	5. 2	7. 9	9. 5	13	7. 6	14	7
	全窒素（T-N）	3mg/ℓ以下	0. 47	0. 46	0. 81	0. 67	0. 3	0. 51	0. 74	0. 34	0. 36	0. 25	0. 83	0. 41	0. 6	1
	全リン（T-P）	1mg/ℓ以下	0. 024	0. 043	0. 08	0. 028	0. 019	0. 044	0. 091	0. 066	0. 019	0. 016	0. 039	0. 037	0. 073	0. 11
	砒素（As）	-	0. 001	<0. 001	0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	0. 001
	有機リン	検出されないこと	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01
	アンモニア性窒素（NH4-N）	-	<0. 05	0. 15	0. 08	0. 1	<0. 05	0. 09	0. 07	<0. 05	<0. 05	<0. 05	0. 05	<0. 05	<0. 05	0. 66
農業成分	環境省暫定指導指針に指針値が設定されている農業成分のうち、殺虫剤・殺菌剤・除草剤の用途ごとに使用している上位2成分	環境省暫定指針値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 加西インターカントリークラブ		池の名称	桑ヶ谷池		大谷池		東側源地		原下池	
		測定日	H28. 7. 27	H28. 11. 29	H28. 7. 27	H28. 11. 29	H28. 7. 27	H28. 11. 29	H28. 7. 27	H28. 11. 29
分析項目		協定基準	測定値							
一般項目	天候	-	晴	渇水	晴	晴	晴	晴	晴	晴
	気温	-	27. 3		27	8. 8	27. 3	11. 5	27. 3	9
	水温	-	27. 3		27. 8	12. 1	29	12. 8	28. 1	12
	透視度	-	39		>50	>50	40	39	>50	26
	色相	-	微黄色		微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色
	臭気	-	土臭		無臭	土臭	土臭	土臭	土臭	土臭
生活環境項目	水素イオン濃度（pH）	5.8以上～8.6以下	7. 5		7. 6	6. 8	7. 4	7. 1	7. 6	6. 9
	生物化学的酸素要求量（BOD）	15mg/ℓ以下	3. 6		2. 5	1. 2	7. 7	3	6. 6	4. 4
	化学的酸素要求量（COD）	15mg/ℓ以下	9. 6		5. 9	5	18	7. 9	10	11
	浮遊物質質量（SS）	20mg/ℓ以下	11		2	2	17	9	6	15
	溶存酸素量（DO）	5mg/ℓ以下	5. 1		7. 5	6. 8	8. 1	7. 1	7. 8	8. 1
	全窒素（T-N）	3mg/ℓ以下	0. 88		0. 45	0. 25	1. 3	0. 64	0. 78	1. 1
	全リン（T-P）	1mg/ℓ以下	0. 058		0. 026	0. 016	0. 15	0. 099	0. 051	0. 068
	砒素（As）	-	0. 002		<0. 001	<0. 001	0. 001	<0. 001	0. 001	<0. 001
	有機リン	検出されないこと	<0. 01		<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01
	アンモニア性窒素（NH4-N）	-	0. 12		<0. 05	<0. 05	0. 15	0. 1	<0. 05	0. 29
農業成分	環境省暫定指導指針に指針値が設定されている農業成分のうち、殺虫剤・殺菌剤・除草剤の用途ごとに使用している上位2成分	環境省暫定指針値	-	-	-	-	-	-	-	-

4. 加西カントリークラブ		池の名称	大谷池		B調整池		C調整池		石山池北側		石山池北西側		善合寺池	
		測定日	H28. 7. 29	H28. 11. 30	H28. 7. 29	H28. 11. 30	H28. 7. 29	H28. 11. 30	H28. 7. 29	H28. 11. 30	H28. 7. 29	H28. 11. 30	H28. 7. 29	H28. 11. 30
分析項目		協定基準	測定値											
一般項目	天候	-	曇	晴	曇	晴	曇	晴	曇	晴	曇	晴	曇	晴
	気温	-	25. 7	9	26. 5	8. 9	26. 5	8. 2	27. 2	8. 2	27. 4	8	27. 6	8. 2
	水温	-	27. 4	10. 5	27. 8	11	25. 1	9. 2	26. 5	10. 2	29. 5	10	27. 9	10. 5
	透視度	-	>50	47	34	43	>50	>50	39	>50	>50	>50	25	>50
	色相	-	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色
	臭気	-	土臭	土臭	土臭	土臭	土臭	土臭	土臭	土臭	土臭	土臭	土臭	土臭
環境	水素イオン濃度（pH）	5.8以上～8.6以下	8. 4	7. 8	8	7. 9	7. 3	7. 4	7. 8	7. 5	8. 8	7. 5	7. 5	7. 2
	生物化学的酸素要求量（BOD）	15mg/ℓ以下	4. 3	3. 2	8. 2	4	6. 1	2. 8	11. 0	2. 2	7. 2	3. 5	6. 1	2. 5
	化学的酸素要求量（COD）	15mg/ℓ以下	5. 8	6	15	10	10	6. 1	12	7. 3	10	7. 8	12	6. 6
	浮遊物質質量（SS）	20mg/ℓ以下	2	9	10	6	4	5	12	1	5	3	9	3
	溶存酸素量（DO）	5mg/ℓ以下	7. 8	9. 5	7	10	4. 4	6. 7	5. 4	4. 3	8. 7	7. 9	7. 9	6
	全窒素（T-N）	3mg/ℓ以下	0. 38	0. 78	1. 1	0. 58	0. 7	1	1. 1	0. 69	0. 92	0. 45	0. 79	0. 66
	全リン（T-P）	1mg/ℓ以下	0. 023	0. 03	0. 11	0. 046	0. 24	0. 053	0. 12	0. 036	0. 04	0. 03	0. 084	0. 03
	砒素（As）	-	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001
	有機リン	検出されないこと	<0. 02	<0. 01	<0. 02	<0. 01	<0. 02	<0. 01	<0. 02	<0. 01	<0. 02	<0. 01	<0. 02	<0. 01
	アンモニア性窒素（NH4-N）	-	<0. 05	0. 15	0. 2	<0. 05	<0. 05	0. 09	0. 11	<0. 05	0. 09	<0. 05	<0. 05	0. 12
農業成分	環境省暫定指導指針に指針値が設定されている農業成分のうち、殺虫剤・殺菌剤・除草剤の用途ごとに使用している上位2成分	環境省暫定指針値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

5. 播州東洋ゴルフ倶楽部		池の名称	向池		才の池		西池	
		測定日	H28. 7. 29	H28. 11. 30	H28. 7. 29	H28. 11. 30	H28. 7. 29	H28. 11. 30
	分析項目	協定基準	測定値					
一般項目	天候	-	曇	晴	曇	晴	曇	晴
	気温	-	28. 5	9. 8	28. 3	9. 8	25. 4	9
	水温	-	29. 2	11. 9	29. 7	12. 2	29. 7	12
	透視度	-	48	>50	>50	>50	42	>50
	色相	-	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色
	臭気	-	土臭	土臭	土臭	土臭	土臭	土臭
	臭気	-	土臭	土臭	土臭	土臭	土臭	土臭
生活環境項目	水素イオン濃度（pH）	5. 8以上～8. 6以下	7. 3	7. 1	7. 4	7	8. 5	7. 2
	生物化学的酸素要求量（BOD）	15mg/ℓ以下	3. 9	2. 4	3. 5	3. 3	7. 4	3. 8
	化学的酸素要求量（COD）	15mg/ℓ以下	7. 5	6	8. 4	6. 9	12	8. 3
	浮遊物質量（SS）	20mg/ℓ以下	5	5	3	7	8	8
	溶存酸素量（DO）	5mg/ℓ以下	6. 9	7. 6	8. 6	7. 6	11	7. 5
	全窒素（T-N）	3mg/ℓ以下	0. 59	0. 74	0. 62	0. 69	1	1. 2
	全リン（T-P）	1mg/ℓ以下	0. 037	0. 028	0. 037	0. 026	0. 058	0. 048
	砒素（As）	-	<0. 001	<0. 001	0. 001	<0. 001	0. 001	<0. 001
	有機リン	検出されないこと	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 02	<0. 01
	アンモニア性窒素（NH4-N）	-	<0. 05	0. 13	<0. 05	0. 15	<0. 05	0. 42
農業成分	環境省暫定指導指針に指針値が設定されている農業成分のうち、殺虫剤・殺菌剤・除草剤の用途ごとに使用している上位2成分	環境省暫定指針値	-	-	-	-	-	-

6. 白鷺ゴルフクラブ		池の名称	3号調整池	
		測定日	H27. 7. 28	H27. 11. 25
	分析項目	協定基準	測定値	
一般項目	天候	-	渇水	渇水
	気温	-		
	水温	-		
	透視度	-		
	色相	-		
	臭気	-		
	臭気	-		
生活環境項目	水素イオン濃度（pH）	5. 8以上～8. 6以下		
	生物化学的酸素要求量（BOD）	15mg/ℓ以下		
	化学的酸素要求量（COD）	15mg/ℓ以下		
	浮遊物質量（SS）	20mg/ℓ以下		
	溶存酸素量（DO）	5mg/ℓ以下		
	全窒素（T-N）	3mg/ℓ以下		
	全リン（T-P）	1mg/ℓ以下		
	砒素（As）	-		
	有機リン	検出されないこと		
	アンモニア性窒素（NH4-N）	-		
農業成分	環境省暫定指導指針に指針値が設定されている農業成分のうち、殺虫剤・殺菌剤・除草剤の用途ごとに使用している上位2成分	環境省暫定指針値	-	-

Ⅳ 道路周辺の環境

本章では、自動車公害について簡単に説明した上で、加西市内の道路周辺環境の状況を整理しています。

自動車公害の概要と加西市内の道路周辺環境の状況

自動車公害とは、自動車の走行や駐停車時のアイドリングにより、大気汚染、騒音、振動が発生する状態をいいます。大気汚染については、排ガス規制や自動車メーカーによる技術開発によって、騒音、振動については規制強化や交通網の整備等により改善が図られています。

加西市では毎年、自動車騒音常時監視マニュアル、面的評価支援システム等に基づき、必要な調査・測定を実施しています。

道路周辺の大気環境については、従来、兵庫県が所有する移動観測車によって測定を行ってきましたが、県の方針により平成 25 年度をもって終了しました。しかし、平成 28 年度に、第 2 次環境基本計画の策定に係る加西市環境審議会を開催したところ、複数の審議員から、市内の道路周辺の大気環境について心配の聲が上がりました。これを受けて、当市単独事業として移動観測車による道路周辺環境測定を再開しました。

1 道路近傍騒音調査

道路近傍騒音調査では、道路端における騒音の大きさを測定しています。本年度実施分 2 地点とも環境基準を満たしています。

路線名	測定地点	測定年度	等価騒音レベル dB(A)		騒音環境基準 達成状況		要請限度 達成状況	
			昼間	夜間	昼間 70db	夜間 65db	昼間 75db	夜間 70db
三木穴栗線	北条町北条	28	62	54	○	○	○	○
玉野倉谷線	玉野町	28	68	63	○	○	○	○
豊富北条線	山下町	27	65	57	○	○	○	○
高砂北条線	三口町	27	61	56	○	○	○	○
高岡北条線	山枝町	27	68	63	○	○	○	○
中国自動車道	谷町	26	53	49	○	○	○	○
三木穴栗線	畑町	26	70	64	○	○	○	○
中国自動車道	都染町	25	52	50	○	○	○	○
三木穴栗線	鶉野町	25	67	60	○	○	○	○
多可北条線	北条町古坂	25	63	56	○	○	○	○
高砂加古川加西線	繁昌町	25	70	65	○	○	○	○

2 平成28年度自動車騒音の面的評価結果

道路近傍騒音調査の結果を基に、道路端から50メートルの範囲を道路に面する地域として、この範囲にある住居等が、環境基準を超える自動車騒音を受けているかどうかを計算シミュレーションによって評価しています。評価の結果は下表のとおりです。

	戸数(戸)				
	昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過	計
全体	3,689	0	11	10	3,710
近接空間 昼 70db 夜 65db	1,517	0	8	10	1,535
非近接空間 昼 65db 夜 60db	2,172	0	3	0	2,175

※ 近接空間とは、「騒音に係る環境基準について(平成10年9月30日環告第64号)」における幹線交通を担う道路に近接する空間で、下記の区分に応じ、道路端からの距離により特定される範囲

ア 2車線以下の車線を有する幹交通担う道路 15メートル

イ 2車線を超える車線を有する幹交通担う道路 20メートル

3 道路周辺環境大気測定結果

			一酸化窒素 (NO)			二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子状物質 (SPM)			
			1時間値の 1日平均値		1時間値の 最高値	1時間値の 1日平均値		1時間値の 最高値	1時間値の 1日平均値		1時間値の 最高値	
			平均	最高		平均	最高		平均	最高		
			単位	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³
			環境基準	－	－	－	0.04 ～ 0.06	－	－	0.10 以下	－	0.20 以下
年度	測定場所											
H17	満久町	県道滝野市川線	0.009	0.023	0.098	0.011	0.018	0.039	0.013	0.043	0.076	
H18	福居町	県道中寺北条線	0.010	0.019	0.054	0.013	0.017	0.033	0.023	0.042	0.075	
H19	下宮木村町	国道 372 号線	0.022	0.032	0.073	0.018	0.020	0.038	0.027	0.030	0.055	
H20	北条町	県道三木穴栗線	0.022	0.037	0.130	0.019	0.026	0.042	0.023	0.038	0.075	
H21	中野町	国道 372 号線	0.023	0.035	0.088	0.015	0.020	0.032	0.021	0.026	0.046	
H22	鎮岩町	県道高砂北条線	0.010	0.022	0.064	0.013	0.019	0.044	0.025	0.035	0.075	
H23	北条町黒駒	県道豊富北条線	0.006	0.011	0.062	0.010	0.012	0.026	0.019	0.023	0.044	
H24	鶉野上町	県道三木穴栗線	0.004	0.008	0.064	0.009	0.012	0.025	0.018	0.021	0.047	
H25	北条町	県道多可北条線	0.013	0.029	0.084	0.015	0.020	0.043	0.022	0.044	0.067	
県による道路周辺環境調査は平成 25 年度をもって終了。平成 28 年度より加西市単独で道路周辺環境大気測定開始。												
H28	北条町	県道三木穴栗線	0.004	0.021	－	0.016	0.025	－	0.013	0.024	－	

V ごみ処理の状況

本章では、ごみ処理の概要について簡単に説明した上で、加西市クリーンセンターにおけるごみ処理量の推移、ごみの資源化・減量化の実績を示し、加西市内におけるごみの発生・処理状況を整理しています。

1 ごみ処理の概要

廃棄物処理対策については、平成 26 年 4 月から燃やすごみ、粗大ごみの中間処理を小野市、加東市、加西市が組織する小野加東加西環境施設事務組合にて共同処理を開始し、クリーンセンター内の焼却施設を廃止しました。平成 26 年度から、燃やせないごみを廃止し、小型家電の種類を追加しました。また市内全域の民間委託収集区分の細分化を図り、収集時間の短縮に取組みました。

ごみの処理状況は平成 28 年度は 11,327 トンであり、前年度 11,632 トンと比較すると約 2.6%の減量となりました。一方、粗大ごみ拠点回収事業を本格実施したことに伴い、家庭系ごみは平成 28 年度は 7,560 トンで、前年度 7,491 トンと比較すると約 1.0%増でした。

ごみ減量に対する意識の啓発を図るため、小中学校 P T A による資源ごみの集団回収運動奨励金、ごみ減量化機器設置補助金の交付を行いました。平成 26 年からスタートしている出前講座、剪定枝のリサイクル、期間限定による粗大ごみ再利用可能な物品の展示販売会を継続し、ごみの減量、リサイクル、再利用の推進に努めました。



【小野市クリーンセンター】

2 ごみ処理量の推移

廃棄物処理対策については、平成 26 年 4 月から燃やすごみ、粗大ごみの中間処理を小野市、加東市、加西市が組織する小野加東加西環境施設事務組合にて共同処理を開始し、クリーンセンター内の焼却施設を廃止しました。平成 26 年度から、燃やせないごみを廃止し、小型家電の種類を追加しました。資源ごみについても、剪定枝と缶類等に分けました。

(1) ごみ総処理量の推移

旧区分	年度	H21	H22	H23	H24	H25
燃やすごみ	(t)	9,704	9,585	9,850	9,976	9,910
燃やせないごみ	(t)	538	625	437	344	300
埋めるごみ	(t)	670	923	745	714	750
資源ごみ	(t)	508	483	465	435	435
粗大ごみ	(t)	688	428	506	755	825
計		12,108	12,044	12,003	12,224	12,220



新区分	年度	H26	H27	H28
燃やすごみ	(t)	9,409	9,388	9,267
小型家電	(t)	28	28	28
埋めるごみ	(t)	622	649	533
資源ごみ	剪定枝(t)	520	505	346
	缶類等(t)	461	451	418
粗大ごみ	(t)	473	611	735
計		11,513	11,632	11,327

(2) 家庭系ごみ処理量の推移

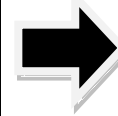
旧区分	年度	H21	H22	H23	H24	H25
燃やすごみ	(t)	5,568	5,444	5,768	5,734	5,788
燃やせないごみ	(t)	354	517	409	326	284
埋めるごみ	(t)	257	248	255	236	243
資源ごみ	(t)	508	483	465	435	435
粗大ごみ	(t)	594	384	446	599	741
計		7,281	7,076	7,343	7,330	7,491



新区分	年度	H26	H27	H28
燃やすごみ	(t)	6,067	6,152	6,137
小型家電	(t)	28	28	28
埋めるごみ	(t)	206	242	213
資源ごみ	剪定枝(t)	73	69	77
	缶類等(t)	457	445	414
粗大ごみ	(t)	412	555	691
計		7,243	7,491	7,560

(3) 事業系ごみ処理量の推移

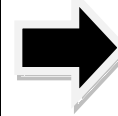
旧区分	年度	H21	H22	H23	H24	H25
燃やすごみ	(t)	4,108	4,093	3,917	4,178	4,050
燃やせないごみ	(t)	130	73	17	14	11
埋めるごみ	(t)	122	179	60	209	110
資源ごみ	(t)	0	0	0	0	0
粗大ごみ	(t)	40	34	30	65	76
計		4,400	4,379	4,024	4,466	4,247



新区分	年度	H26	H27	H28
燃やすごみ	(t)	3,320	3,222	3,114
小型家電	(t)	0	0	0
埋めるごみ	(t)	65	128	35
資源ごみ	剪定枝(t)	418	413	251
	缶類等(t)	4	6	4
粗大ごみ	(t)	30	46	42
計		3,837	3,815	3,446

(4) 料金免除ごみ処理量の推移

旧区分	年度	H21	H22	H23	H24	H25
燃やすごみ	(t)	28	48	165	64	72
燃やせないごみ	(t)	54	35	11	4	5
埋めるごみ	(t)	291	496	430	269	397
資源ごみ	(t)	0	0	0	0	0
粗大ごみ	(t)	54	8	30	87	8
計		427	587	636	424	482



新区分	年度	H26	H27	H28
燃やすごみ	(t)	22	14	16
小型家電	(t)	0	0	0
埋めるごみ	(t)	351	279	285
資源ごみ	剪定枝(t)	29	23	18
	缶類等(t)	0	0	0
粗大ごみ	(t)	31	10	2
計		433	326	321

3 ごみの資源化・減量化

加西市では、ごみの資源化・減量化を促進するために、小中学校ＰＴＡによる資源物集団回収（美バース）に奨励金並びにごみ減量化機器に補助金をそれぞれ交付しています。

（１）資源ごみ回収量の推移

年度	H21	H22	H23	H24	H25
集団回収 (t)	2,035	1,909	1,692	1,686	1,618
収集・搬入 (t)	508	483	465	435	435
計 (t)	2,543	2,392	2,157	2,121	2,053



新区分	年度	H26	H27	H28
集団回収 (t)		1,587	1,506	1,451
収集・搬入	剪定枝 (t)	520	505	346
	缶類等 (t)	461	451	418
計		2,568	2,462	2,215

（２）生ごみ減量化機器設置補助件数の推移

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
コンポスト (基)	31	25	26	24	11	35	25	16
生ごみ処理容器 (基)	2	1	2	0	0	1	0	2
生ごみ処理機器 (基)	55	54	41	35	21	32	18	10
計	88	80	69	59	32	68	43	28

Ⅵ バイオマス事業

本章では、バイオマス事業の実績について整理しています。バイオマス事業は、資源循環型・低炭素社会の形成、廃棄物の有効利用を目的として実施しています。

1 バイオマスとは

バイオマスとは、「動植物から生まれた再生可能な有機資源」のことです。バイオマス中に含まれる炭素分は、もともと大気中のCO₂を植物が光合成により固定したものです。

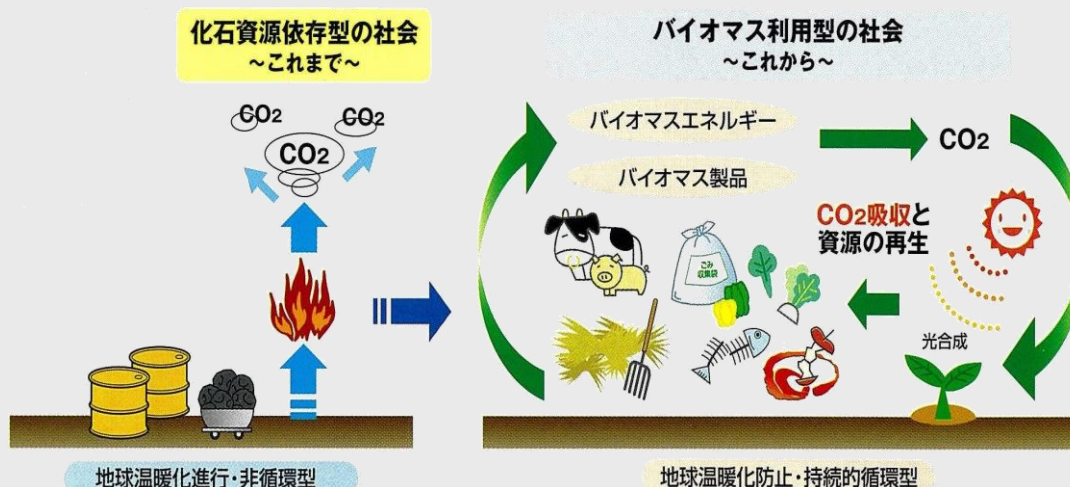
つまり、バイオマスの燃焼等によりCO₂が発生しても、再び光合成により固定されるため、中長期的に見れば実質的に大気中のCO₂を増加させないこととなり、持続可能な社会作りに向けて注目されています。

加西市では、廃食用油、間伐材、竹などのバイオマス利活用を進めています。

バイオマスの種類



カーボンニュートラルとは？（バイオマスニッポン総合戦略パンフレットより）



2 廃食用油リサイクル事業

(1) 廃食用油の回収

廃食用油は、今まで可燃ごみとして廃棄・焼却処分されていましたが、廃食用油リサイクル事業として回収する取組みを実施しています。

廃食用油リサイクル事業の実施方法について見直しを行い、平成26年度より市外回収、BDF 生産を終了した結果、回収量が減少しました。しかし、一方で市内の一般家庭からの廃食用油の回収は市民にも浸透しており、リサイクル意識の啓発にも繋がっているため、継続していきます。

■廃食用油の回収状況（単位：リットル）

回収先	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
加西市内の一般家庭	11,314	10,989	11,697	10,967	12,073	12,595	10,768
加西市内の公共施設	6,987	7,660	7,915	7,005	— ※	— ※	— ※
加西市内の事業所	39,890	35,790	38,450	34,248	— ※	— ※	— ※
加西市内の回収量	58,191	54,439	58,062	52,220	12,073	12,595	10,768
近隣自治体の一般家庭 及び公共施設	14,465	14,265	14,150	15,325	— ※	— ※	— ※
加西市外の事業所	34,130	38,985	40,510	73,850	— ※	— ※	— ※
加西市外の回収量	48,595	53,250	54,660	89,175	— ※	— ※	— ※
合計	106,786	107,689	112,722	141,395	12,073	12,595	10,768

※平成25年度をもって回収終了。

(2) BDFの精製終了、廃食用油販売へ

平成20年4月よりBDFの精製を開始し、加西市の公用車を始め、食品会社の配送トラック、大手運送業者、建設機械などで使用されてきましたが、前述のとおり見直しを行い、加西市内におけるBDF 精製は平成25年12月をもって終了しました。平成26年度からは廃食用油は別のリサイクル業者によって引き取られ、BDFだけでなく、ハンドソープや堆肥原料として引き続き利活用されています。

■BDFの精製状況（単位：リットル）

	H21	H22	H23	H24	H25 終了
BDF 精製量	73,830	106,420	108,800	81,250	25,600

家庭用の廃食用油を回収し、リサイクル会社へ販売する事業を実施しました。平成28年度の廃食用油回収実績は、10,768リットル、廃食用油販売量は9,360kg、廃食用油売捌収入は、19,887円。

	H26開始	H27	H28
廃食用油販売量 (kg)	14,440	11,350	9,360
廃食用油売捌収入 (円)	31,189	24,515	19,887

3 木質バイオマス事業

(1) 自治会活動等による間伐作業の支援（チップーシュレッダの貸出し）

自治会活動等による里山の間伐作業を支援するため、平成 20 年度より剪定枝を破砕するためのチップーシュレッダ（shindaiwa CDS350-DC）の貸出しを行っています。



	H23	H24	H25	H26	H27	H28
チップーシュレッダによる 間伐面積㎡	3,960 (9 団体)	3,650 (8 団体)	2,900 (15 団体)	2,005 (11 団体)	1,057 (22 団体)	4,620 (10 団体)

(2) 与作プロジェクト

① 間伐ボランティアと福祉施設による薪材加工

里山林整備からでる間伐材は、林地残材として放置されていましたが、薪燃料として有効利用することにより化石燃料の使用削減につながります。平成 20 年度から、加西市内の間伐ボランティア団体（フォレストキーパー加西）と加西市立善防園の入所者による薪材加工を支援してきました。平成 23 年度からは薪材加工の主体が、社会福祉法人ゆたか会希望の郷に移りました。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
薪材加工量	55t	55 t	40t	50t	30t	10 t

② 薪割会の開催

都市農村交流と里山整備の促進を目的として、加西市内外から薪ストーブオーナーを対象に、平成 20 年度より薪割会を開催しています。平成 28 年度は、1 回の薪割会を開催しました。



	H23	H24	H25	H26	H27	H28
	1 回	1 回	2 回	2 回	1 回	1 回
薪割り会 開催実績	H24. 3. 11 (10 組)	H25. 3. 17 (15 組)	H26. 2. 22 (8 組) H26. 3. 29 (6 組)	H27. 1. 18 (7 組) H27. 2. 28 (6 組)	H28. 3. 6 (12 組)	H29. 3. 18 (10 組)

③ 薪ストーブの利用

加西市内におけるエネルギーの地産地消を促進するために、平成 21 年度には加西市立富合小学校、善防園に各 1 台、平成 22 年度にはさらに善防公民館に 1 台の薪ストーブを導入し、エネルギーの地産地消と環境教育を推進しています。

設置場所	形式
富合小学校	morso7110CB
善防園	morso7140CB
善防公民館	morso3610CB



【富合小学校の薪ストーブ】

Ⅶ 加西の自然・環境学習

本章では、加西市の自然環境の特長について簡単に説明し、加西の自然環境を守るための施策や、環境学習について紹介しています。

1 加西の自然環境の特徴

加西市の北部には古生層の山地が、中央部には青野ヶ原台地や鷯野台地が、南部には中世代の山地が広がっています。また、加西市は加古川の支流域に位置し、万願寺川をはじめとする大小多くの河川が下流域の住民の生活基盤となっています。

さらに、瀬戸内式気候の影響で冬季の降水量が少なく、古くから水資源に恵まれなかったため、約 1,000 ヶ所のため池が築造され、全国でも有数のため池密集地帯となっています。このことから、ため池に生息・生育する水生生物は種数が多く、「兵庫県版レッドデータブック」に記載されている貴重な水生生物も多い地域となっています。

ため池を中心に周辺の水路・河川・農地・里山に様々な生き物が生息・生育しており、加西市の里地里山一帯が多様な生態系を持つ地域となっています。

・レッドデータブック(RDB)とは？

絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップし、その現状をまとめた報告書です。

世界的には、1966 年に国際自然保護連合（IUCN）が、哺乳類と鳥類について世界的な規模で絶滅のおそれのある種をリストアップした報告書を公表し、以後改訂が続けられています。

我が国においても（公財）日本自然保護協会他が「わが国における保護上重要な植物種の現状（1989）」、環境庁（現環境省）が「日本の絶滅のおそれのある野生生物（1991）」として、脊椎動物編及び無脊椎動物編を公表しました。

・兵庫県版レッドデータブックとは・・・

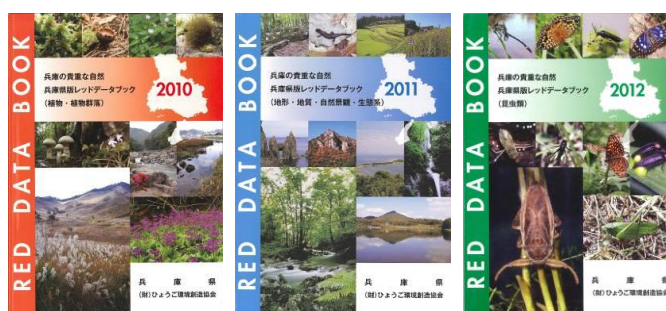
兵庫県では 1995 年に他県に先駆けて、「兵庫の貴重な自然—兵庫県版レッドデータブック—」を公表しました。その後 2003 年に改訂版が公表され、さらに 2009 年度に策定された「生物多様性ひょうご戦略」にもとづき、2010 年より改訂作業が進められています。

2010 年「兵庫県版レッドデータブック 2010(植物・植物群落)」

2011 年「兵庫県版レッドデータブック 2011(地形・地質・自然景観・生態系)」

2012 年「兵庫県版レッドデータブック 2012(昆虫類)」

2014 年「兵庫県版レッドデータブック 2014(貝類・その他無脊椎動物)」



2 生物多様性かさい戦略推進事業

(1) 生物多様性かさい戦略

人手が加わらない原生的自然と、人の暮らしと結びついた田んぼ・ため池・里山が育む二次的自然が共存している加西市の貴重な自然環境を守り、その恩恵を持続的に享受し、未来の子供たちに伝えていくことを目的として、生物多様性基本法に基づく「生物多様性かさい戦略」を策定し、生物多様性の保全を進めています。

加西市環境基本計画改定に併せて、当市の自然環境の重要性について一層の周知を図るため、「加西の重要な生態系 48」をコンパクトに再編集し改訂のうえ、配布しました。

(2) 加西市野生生物保護地区の保全

① 加西市民の美しい環境をまもる条例に基づき、野生生物保護地区を指定しています。

指定年月日	指定番号	名称	所在地
平成 26 年 6 月 1 日	第 1 号	網引湿原野生生物保護地区	網引町の一部
平成 26 年 6 月 1 日	第 2 号	周遍寺野生生物保護地区	網引町の一部
平成 26 年 6 月 1 日	第 3 号	糠塚山野生生物保護地区	網引町の一部

② 加西市野生生物保護地区整備補助金

北播磨県民局ふるさとづくり推進事業費補助金のうち生物多様性保全活動の推進支援事業を財源の一部として、加西市野生生物保護地区整備補助金制度を創設しました。

あびき湿原保存会が本制度を活用し、網引湿原野生生物保護地区のうち、最も大きな面積を持つ第 2 湿原、第 3 湿原の周囲の低中高木の皆伐、除伐、間伐を実施しました。また、第 1 湿原の周囲に防鹿柵を設置しました。

③ 『あびき湿原レンジャー養成講座』

加西市立南部公民館と連携して、あびき湿原を保全する担い手育成を目的とした 8 回の連続講座を開催しました。市内外から 264 名の受講者数が集まりました。

	日 程	内 容	講 師
第 1 回	5/21(土)	あびき湿原の価値と保全交流会とトキソウ見学会	兵庫県立やしろの森公園協会理事 尾内良三 氏
第 2 回	6/11(土)	植生分類学・植生調査方法 実地体験	神戸大学名誉教授 武田義明 氏
第 3 回	7/16(土)	「兵庫の生物多様性」	兵庫県立大学名誉教授 服部保 氏
第 4 回	8/20(土)	ラン科植物について	姫路市立手柄山温室植物園園長 松本修二 氏
第 5 回	9/24(土)	市内湿原見学会	兵庫県立やしろの森公園協会理事 尾内良三 氏 高田要 氏
第 6 回	11/26(土)	保全作業体験	兵庫県立やしろの森公園協会理事 尾内良三 氏
第 7 回	1/28(土)	保全作業体験	あびき湿原保存会会長 山下公明 氏
第 8 回	3/25(土)	カタクリ見学	兵庫県立やしろの森公園協会理事 尾内良三 氏

(3) 兵庫県立人と自然の博物館と連携した環境学習ツアー

実施日	タイトル	参加人数
8/23	環境ものづくりと昆虫を学ぶバスツアー	54人

3 播磨圏域連携中枢都市圏事業「緑のカーテンコンテスト」

平成 28 年度より播磨圏域連携中枢都市圏事業（播磨圏域 8 市 8 町）として、夏の節電・CO2 削減、暑気対策を促進するため、身近で出来る緑のカーテンの普及を目指し、「緑のカーテン子テスト」に取組みました。以下の写真は加西市からの参加者の作品の一部です。

加西市からの参加数：団体部門 3 団体（全 13 団体） 個人部門 2 人（全 27 人）



Ⅷ 加西市の環境関係の新聞記事（平成 28 年 4 月 1 日～29 年 3 月 31 日掲載分）

記事一覧

番号	掲載日付	掲載紙	掲載記事
1	H28.4.5	神戸新聞	ごみ処理施設などの視察
2	H28.4.6	読売新聞	播磨の自然・歴史紹介
3	H28.5.30	読売新聞	里山保全 3 コース ボランティア養成
4	H28.5.31	神戸新聞	小野クリーンセンター ごみ抜き打ち検査
5	H28.6.6	神戸新聞	湿原の貴重な命学ぶ
6	H28.6.10	読売新聞	西脇市が構想離脱
7	H28.6.12	神戸新聞	ごみ処理現行枠組みで
8	H28.6.20	神戸新聞	小野、加西市と一本化
9	H28.6.24	神戸新聞	枠組み二つに分裂
10	H28.6.24	読売新聞	広域ごみ処理構想断念
11	H28.7.6	日経新聞	太陽光以外の適地少なく
12	H28.7.8	神戸新聞	5 市 1 町構想 幻に
13	H28.7.15	神戸新聞	加西市観光マップ新調
14	H28.7.29	神戸新聞	清掃組合離脱へ調整
15	H28.8.11	神戸新聞	サギソウかれんに
16	H28.8.25	神戸新聞	加西の食肉加工場全焼
17	H28.8.26	神戸新聞	共同整備合意書に調印
18	H28.8.31	神戸新聞	来年 4 月の一本化困難
19	H28.9.17	神戸新聞	緑のカーテンコンテスト
20	H28.10.11	神戸新聞	加西の残したい風景 32 点
21	H28.10.13	神戸新聞	小野クリーンセンターで救助や放水訓練
22	H28.10.15	神戸新聞	雑魚取り大会
23	H28.11.30	神戸新聞	鳥インフルエンザ 小野の池を消毒
24	H28.11.30	神戸新聞	鳥インフルエンザ 防疫強化

番号	掲載日付	掲載紙	掲載記事
25	H28.11.30	毎日新聞	野鳥のふんで陽性
26	H28.11.30	産経新聞	鳥インフル陽性反応
27	H29.1.20	神戸新聞	火災通報 野焼き最多
28	H29.1.21	神戸新聞	水の上で眠る白鳥かわいい
29	H29.1.24	神戸新聞	希少種など生息地を紹介
30	H29.1.31	神戸新聞	北播磨清掃事務組合 加東市脱退予告
31	H29.2.11	毎日新聞	加東市 清掃組合脱退
32	H29.2.17	毎日新聞	KJS48 で自然知って
33	H29.2.18	朝日新聞	ごみ広域処理加東市脱退へ
34	H29.2.18	神戸新聞	清掃組合脱退を承認
35	H29.2.18	読売新聞	加東市 清掃事務組合脱退へ

1 H28.4.5 神戸新聞

神戸新聞

ごみ処理施設など視察 小野 中国・西寧市から代表团



小野クリーンセンターを視察する中国・西寧市の代表团。小野市天神町

中国青海省西寧市の代表团が4日、小野市を訪れ、市会議員や市防炎センター、ごみ処理施設「小野クリーンセンター」などを視察した。

昨年7月、蓬萊務市長が全国市長会副会長として訪れた西寧市で、王形副市長から姉妹都市提携を提案され、人口約230万人の西寧市とは規模が違いすぎる。一度見に来られてはと促して実現した。王副市長は直前に別の予定が入ったため、断

獅子銀

小野クリーンセンターではごみの分別方法や、加西、加東市と共同でごみを処理する利点について職員が説明。新副秘書長は「環境対策に力を入れていくのは同じだが、長い年月をかけて市民に分別の意識が広がって

ることに感心した」と話していた。5日は北播磨総合医療センターや小野工業団地を視察する予定。(吉田敦史)

2 H28.4.6 読売新聞

読売新聞

播磨の自然・歴史紹介

読本16市町の小6に配布

播磨地域の8市8町で構成する「播磨圏域連携中枢都市圏」(事務局・姫路市)は、各市町の自然や歴史などを分かりやすく紹介した冊子「はりま読本」(オーラルカラー、A5判124ページ)を作った。同都市圏内の公立小学校202校の6年生約1万2000人に配布する。

子どもたちをはじめ、幅広い年代の人に地域の魅力を知ってもらうのが目的。国が進める地方創生の交付金約600万円を使って3万部を作成。同都市圏内の

で、▽播磨の城と城下町▽食と産業▽神社仏閣と祭りなどのテーマ別に紹介し、美術館や博物館のガイドや各市町の基本情報も掲載している。

の各市町や商工会議所、大学などにも配る。事務局の姫路市地方創生活推進室は「読本を通じて、自分たちの住む町や圏域の良さを知ってもらいたい」としている。また、冊子は実費相当額で販売することを検討している。



播磨圏域連携中枢都市圏が作成した「はりま読本」

里山保全3コース ボランティア養成

県は7月から、加西市笹倉町のいこいの村はりまなどで開く「森林ボランティア講座」の受講者を募集している。

森の大切さや、里山保全などについての知識を身に付けてもらうのが目的で、入門と上級の3コースがある。

中学生以上（16歳未満は保護者同伴）で森林ボランティア活動に興味のある人（定員50人）が対象の入門コースは7月2日～11月27日に計5日間実施。1泊2日の宿泊研修もある。

同活動を始めて3年程度の人

入門～上級 県、受講生募る

（同25人）向けの中級は7月16日～10月2日に計4日、伐採や安全な作業の方法などを学ぶ。リーダーあるいはリーダーとして所属団体が推薦する人（同）が対象の上級は7月16日～11月27日に5日間（宿泊研修を含む）の講習がある。

受講無料だが、テキスト代や宿泊費など一部実費が必要。希望者は所定の用紙に記入の上、県農政環境部豊かな森づくり課森づくり普及班（〒650・8567神戸市中央区下山手通5の10の1）に郵送やファクス（078・362・3954）などにより、6月17日午後5時必着で申し込む。定員に達した場合は同日前に締め切る。

問い合わせは同班（078・362・3613）。

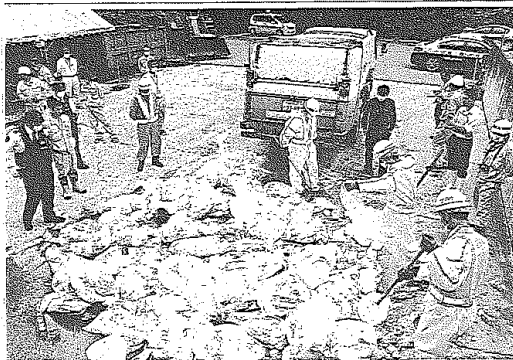
神戸新聞

小野クリーンセンター

ごみ抜き打ち検査

小野、加東、加西市のごみ処理施設「小野クリーンセンター」（小野市天神町）を運営する小野加東加西環境施設事務組合は30日、同センターに持ち込まれる一般廃棄物（可燃ごみ）の抜き打ち検査を行った。収集運搬許可業者の車両を対象に、ごみが正しく分別されているか、産業廃棄物が混入していないかなどを調べた。

「みゼロの日」（5月30日）に合わせ、ごみの分別と減量化、資



持ち込まれたごみを調べる関係者ら＝小野クリーンセンター

今回は小野署員が初めて立ち会った。ごみを下ろす前の車両を検査場所に誘導して内容を調べ、どこで収集したかを運転手から聴き

取った。同組合総務課の井上喜裕課長は「分別されていないペットボトルや缶も一部あったが、おおむねいい状態で持ち込まれていた。検査を繰り返すことで市民の分別意識を高めていきたい」と話していた。

（吉田敦史）

新施設整備
西脇市、多可町が意向

多可町の戸田善規町長は「コンパクトな枠組みとこみの資源化が」と分析する。

町と加東市の一部があるいは両市町のみで運用する枠組みが望ましいとする意向を固めた。関係者などへの取材で明らかになった。

現在、西脇市と多可町、加東市滝野地域のごみは北播磨清掃事務組合（とりどり園（西脇市雲吉南町）で処理しているが、4市1町の首長は2014年1月に「10年後をめぐり広域化を図る」と合意した。しかし、同市が新施設整備に国庫補助を活用するためには18年度末までに建設予定地と施設概要を決める必要があり、同市は「リサイクル率を向上させる新施設の概要決定に4市1町では時間がかかかると判断し、19、20年度に設計、21年度に着工を予定する。

同市によると、広域化した場合は施設整備

設備に国庫補助を活用するにあたっては、18年度度末までに建設予定地と施設概要を決める必要があり、同市は「リサイクル率を向上させる新施設の概要決定に4市町では時間がかかると判断し、19・20年度の設計、21年度に着工を定す。

同市によると、広域化の場合には施設整備

ごみ処理広域化
加東市が方針

西脇市、多可町の離脱意向で

北播磨地域の4市1町（西脇市、小野市、加西市、加東市、多可町）で協議しているごみ処理広域化について、西脇市と多可町が離脱する意向を固めたことを受けて、一部地域のごみを西脇市などに共同で処理する加東市と、小野市と加西市とで処理する仕組みに一本化する方針を固めたことが19日までに分かった。

（桑田博彰）

加東市は現在、滝野（野市天神町）で処理し地域のこみは西脇市と多可町の分と一緒に北播磨清掃事務組合（以下、西脇市・高岡市・三木市）の月ごと「ごみ処理広域化」にて処理し、社地域と東条地域は小野市と加西市とともに小野クリーンセンター（小野市）で西脇市と多可町は入るのか選択を迫ら

「現行通りか、両市町のみでの運用が望ましい」と、4市1町での協議から離脱する方針を固めた。

加東市は、ごみの搬入先を全市で一本化する方針から、どの枠組みでも小野クリーンセン

た。滝野地域のほとんどの小野市がこれに賛同し、小野市ク

ターで受け入れ可能とする試算を加東市に提示したことが、同市が方針を固める後押しになったとみられる。

ごみ処理広域化については一時、三木市も協議に参加していたが、昨年夏に離脱する表明しており、迷走が続いている。

現状では一番自然な形

この処理円域化について、小野市と加西市とで処理する組織として一本化する方針を固めた加西市の安田正義市長は、神戸新聞社の「西摂市」と「西摂市」と取材に対して「一西摂市と多可町の対立が変わりがない」とすれば、議会の理解を得ながら、小野市と加西市の2市ともに域化を目指すのが現状では一番自然な形だと述べた。

安田市長は、「2014年1月に4市、町の首長が集

安田・加東市長

「自然な形」
を圍めたいといひて「場所を決まない段階で、なぜその判断しないのか」と議論するのではなく、今後、議論するのはなかなか困難な事だとなつたのかと疑問を呈した。西脇市と多可町、加東市との一部でつくる現地の枠組については、広域化により市内のごみ処理の本化を指摘しているのだが、あり得ない」と否定。「本化の時期やごみの収束体制については今後課題だが、最後まで責任をもつてやり切らなければならない」とした。(後掲博覧会)

西脇・多可と小野・加西・加東

枠組み二つに分裂

北播磨5市町ごみ処理広域化で 首長が会合

北播磨4市1町で検討していたごみ処理広域化について23日、5市町の首長が北播磨県民局で非公開の会合を開き、今後の協議は西脇と多可の1市1町と、小野・加西・加東の3市に分かれた枠組みで進めることを決めた。終了後に加東市の安田正義市長がこの会合をもって4市1町によるごみ処理広域化の構想はなくなったと説明した。

安田市長によると、西脇市の片山泰三市長と多可町の戸田善昭市長は離脱の理由について「1市1町でのコン

化は加東のごみ処理の「一本化」という意味もあった。4市1町でという思いだったが」と残念がった。

4市1町は2014年1月にごみ処理広域化の方針で合意。その1年後に再度集まる」と確認していた。(吉田敦史)

広域ごみ処理構想断念

北播磨5市町2枠組みで建設へ

北播磨地域での一般廃棄物の広域処理施設建設構想について、関係する5市町は23日、同構想を断念し、西脇市と多可町「小野・加東・加西各市」に分かれて、それぞれ新処理施設の建設を進めることを決めた。

北播磨県民局（加東市社）で意見交換会が開かれ、5市町の首長が約1年ぶりに構想について議論した。

非公開の会議後、取材に応じた議長の安田正義・加東市長によると、先に構想断念を表明した西脇市と多可町は「1市1町でコンパクトな施設を整備すること」でコンセンサスを得た。一方、蓬萊務・小野市長と西脇和平・加西市長は「急な方針転換は残念」と話した。

当面、処理施設「小野クリーンセンター」（小野市天神町）を活用。小野市は「15年先でも現施設でまかなえるため、その間に新施設の候補地を探る」とする。

日本は風力や太陽光など再生可能エネルギーの割合は14%にとどまる。関西の再生エネは太陽光発電以外はほとんど進んでいないのが実情だ。

関西の現状は？

太陽光以外の適地少なく

のため池の上だ。ポリエチレン製の浮きの上に発電パネルを約9千枚敷き詰めた。水上では関西最大規模で一般家庭約820世帯分の消費電力に相当する年間約2680メガワト時を発電する。「大きな土地を確保するのが難しかった（ソーラーエネルギー事業本部の池田一郎事業部長）ため、全国一ため池が多い兵庫県の特性を生かした。

日本では政府も主要電力会社も安定的に発電できる火力と原子力をベース電源とみている。日独で電力の安定供給の考え方は異なっている。

神戸新聞

迷走した「ごみ処理広域化」

北播磨のごみ処理広域化の枠組みが、迷走の末にようやく固まった。2014年に広域化を目指して合意した5市町が、3市(小野、加西、加東)と2市町(西脇、多可)に分裂。協議に時加わ

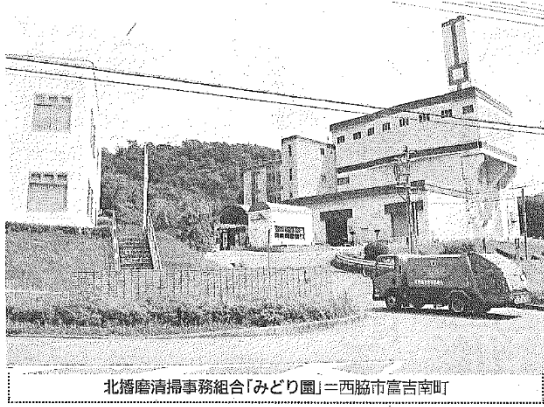
ったものの離脱した三市を含め、大きくましまることができないままの決着となった。模索が続いた2年半を振り返る。
(阪福橋子、桑野博彰、吉田敦史)

5市1町構想幻に

■決裂

目指す5市町長が6月下旬、北播磨(民局)加東市に集まった会議。「距離が遠くなるから、小野市の蓮井市長が、方針を転換した説に追いつた。同市と多可町が、現行の枠組み(同市町と加東市、海野地域

ごみ処理の広域化を



北播磨清掃事務組合「みどり園」＝西脇市富吉南町

建て替え時期 意見合わず

これに対し加東市の安田正義市長も「場所も決まっていらない段階でなぜそう判断するのか。スケールメリットを目指して合意したのではなかったのか」と批判。「加東市にとって広域化は、分散している搬入先の一本化

枠組み「小野、加西、加東」「西脇、多可」「三木」



小野加東加西環境施設事務組合で運営する小野クリーンセンター＝小野市天神町

で共同処理のままだが、現行のままだあり得ない」とし、海野地域の望ましい」と離脱方針を明らかにしたからだ。同市町は、新施設のサイクル率を5割に引き上げて環境省の交付金活用を目指し、そのためには「5市町で協議しては間に合わない」と考えたという。広域化で施設が遠くなれば運搬コストが増えることも理由に挙げた。

■混乱

5市町長がごみ処理施設を新設する方針に合意したのは2014年1月20日。同年3月には三市も参入の意向を示し、枠組みは6市町に広がった。ところが、同5月に設定された調印式は延期になった。5市町は移行時期を「おおむね10年後」で1月に合意していたが、調印式へ向けた事務調整会議で「10～15年後」との提案が出たからだ。

年5月、同市は「これ以上迷惑を掛けられない」と離脱し、今年に入って民間委託を決めた。

■猶予

現在、小野市と加西市、加東市の社、東条地域の「ごみ処理する小野クリーンセンター(小野市)は1日平均97・5tを処理しており、実質処理能力(108t)まで10・5tの余裕がある。海野地域分(1日平均9t)が増えても処理できるという。

同センターは今後15年は小規模修繕で延命可能なことから、3市による新施設検討には猶予ができた。蓮井市長は「用地交渉などを急ぐ必要がなくなった」と話す。一方、西脇市と多可町による新施設は建設地も概要も未定。交付金を活用するためには18年度までに決まなければならないという、待ったなしの状況だ。

神戸新聞

加西市観光マップ新調

北条鉄道各駅の魅力紹介

加西市観光まちづくり協会と同市は、市内の主な観光地や特産品、歴史遺産などを紹介する「市観光ガイドマップ」を新調した。北条鉄道の市内7駅について紹介したコーナーを新たに設けるなど、魅力を伝える工夫を凝らしている。

A1判。見開いたページの片面には市内のマップとともに、播磨国風土記ゆかりの地や行政機関などの場所を

掲載した。もう一方の面は「花」「歴史」「緑」の分野ごとに、石仏群「五百羅漢」や加西アルプス、県立フラワースタターなどの観光地を写真付きで案内。特産品や農産物直売所、主な祭りなども網羅する。

一部の画像にはスマートフォン専用のアプリで動画が見られる仕新調した加西市観光ガイドマップ



は英訳も付け、今月中にも完成する予定という。

1万部を作製し、市役所や市観光案内所、いこいの村はりまなどに置いている。同協会

事務局（市文化・観光・スポーツ課内）
790・42・871
5（河尻 悟）

神戸新聞

清掃組合離脱へ調整

ごみ処理広域化で加東市長

加東市の安田正義市長は28日の定例会見で、ごみ処理広域化の枠組みを小野市と加西市とで一本化する方針について「(西脇市、多可町と共同で運営する現行の)北播磨清掃事務組合からの離脱に向け、条件を精査している」と明らかにした。

加東市のごみは現在、社地域と東条地域は小野クリーンセンタ

ーで、滝野地域は西脇市の同組合「みどり園」で処理している。小野市の施設に集約する方針を固めた加東市は、離脱の条件提示を組合側に投げ掛けている段階といい、安田市長は施設を閉鎖する場合の費用負担などが課題になるとの考えを示した。

また「西脇市と多可町からは(みどり園の立ち退き期限となる)2024年3月まで付き合ってほしいと言われている」とも述べた。離脱時期については「条件次第で判断したい」とした。

(桑野博彰)

神戸新聞

希少動植物が生息する
加西市網引町のあびき温
原で、かれんな純白の花
を咲かせるサギソウが見
頃を迎えた。3ヶ月前後の
花びらが風がそよぎ、シ
ラサギが乱舞しているよ
うな姿を見せている。

ラン科の多年草で日本
の固有種。開発などで自
生地が減少し、県版レッ
ドデータブックでBラン
ク（絶滅の危険が増大し
ている種）に指定されて
いる。

サギソウかれんに

加西、14日に観察会

同温原を管理する保存
会によると7月下旬ころ
から開花し、今月中旬に
ピークを迎えるという。
保護のためロープ内への
立ち入りはできない。

◇ 14日前9時～11時半
には地元九会地区ふる
さと創造会議が同温原で
観察会を開き、サギソウ
のほか県版レッドデー
タブックBランクのハッチ
ョウトンボなどの希少動
植物を観察する。

（河尻 悟）

靴底に付いている外来
種の種子を小川で洗い流
すため、長靴が必須。白
っぽい服装で、長袖シャ
ツや長スボンが望まし
い。水筒などは各自持参
すること。

集合は南網引町公会堂
（同市網引町）。事前申
し込み不要。参加費30
0円（保険代など）。小
雨決行。同会議の板井さ
ん 090・5670・
3490



あびき温原に咲くサギソウ＝加西市
網引町

神戸新聞

加西の食肉 加工場全焼

24日前9時40分ごろ、加西市西上野町の食肉加工場から出火し、木造平屋の作業場と鉄骨平屋の物置計約300平方メートルを全焼した。

加西署によると、この日は休みで、経営者の男性（67）が1人で枯れ草を燃やしていたところ、火が建物に燃え移ったという。男性にけがはなかった。

白煙を上げる食肉加工場＝加西市西上野町



西脇市と多可町の新ごみ処理施設 共同整備合意書に調印 23年度内の稼働を目指す

1市1町でごみ処理施設を整備する合意書に調印した西脇市の片山象三市長（左）と多可町の戸田善規町長（右）が調印した合意書。西脇市役所



「ごみ処理施設をめぐって、北播磨5市1町が共同整備する方針で協議を進めていたが、西脇市と多可町は16年6月に離脱を表明した。両市町は現在、加東市の一部と、北播磨清掃事務組合みどり園（西脇市宮吉南町）でごみを処理しており、西脇市は周辺住民の負担を軽減するため、計画決定委託料に1700万円、資源化の先

西脇市と多可町は25日、新ごみ処理施設を1市1町で共同整備する合意書に同市役所で調印した。2018年度には焼却施設の場所を決める予定で、23年度内の稼働を目指すという。

（敬称略）

進められる富良野市の視察旅行約40万円を含む本年度一般会計補正予算案を市会9月定例会に提案する。調印式で同市の片山象三市長は「1市1町であれば分別ルールが一緒のためごみの資源化率を向上できると、広域化の枠組みを外れた理由を説明。新施設での資源化率について西脇市の17・8%（14年度）、多可町の23・8%（同）をともに50%にするとの目標を掲げ、「資源化率を上げること整備費を縮減したい」とした。

神戸新聞

来年4月の 一本化困難

加東市、小野市に回答

ごみ処理

小野市の蓬萊務市長は30日の定例会見で、

加東市のごみは現在、社地域と東条地域

ごみ処理の新たな枠組みとして加東市滝野地域分のごみを小野クリンセンターで受け入れ始める時期について、加東市の安田正義市長から「2017年4月からの参入はできない」との回答があったことを明らかにした。

分は同センターで、滝野地域分は西脇市と多可町とで運営する北播磨清掃事務組合「みどり園」で処理している。加東市は同センターに一本化する方針を固めているが、同組合の離脱条件などの整理に時

間はかかるという。蓬萊市長は「事務組合は2年前に通告すれば脱退できる。18年ごろには何らかの結論が出るのでは」と話した。

（吉田敦史）

姫路市 緑のカーテンコンテスト

団体最優秀賞に 加西市体育協会

姫路市は、ゴーヤーやアサガオなどのつる性植物で建物の窓などを覆う「緑のカーテン」のコンテスト結果を発表した。5株のゴーヤーを幅6m、高さ8mまで成長させた加西市体育協会(同市玉野町)が団体部門の最優秀賞に輝いた。

コンテストは、夏の省エネルギー対策として「緑のカーテン」を普及するため、姫路市が2009年度から実施。本年度は播磨圏域連携中枢都市

40件の応募があった。各市町から推薦された市民らが審査。「緑のカーテン」の生育状況や省エネ効果、栽培方法で工夫している点などを評価した。個人

部門の最優秀賞は、ゴーヤー25株を高さ6mまで育てた加古川市米田町の藤村秀宏さんを選んだ。

24日にイグレひめじ・あいめつせホール(姫路市本町)で開かれる「環境と美化のつどい」で表彰する。

(三島大一郎)

他の入賞者は次の通り。

(敬称略)

個人部門優秀賞 藤原久美子(加西市常呂町)

中村祐造(姫路市船津町)

▽団体部門優秀賞 1 フリダストンフロッテック兵庫工場(加西市朝霞町)

上郡町立高田幼稚園(同町中野)

団体部門最優秀賞に選ばれた加西市体育協会の「緑のカーテン」(姫路市提供)

9/17 神戸新聞

加西の残したい風景32点

アスティアで公募写真展

さまざまな加西の風景を切り取った作品が並ぶ会場「アスティア」(加西)

加西市観光まちづくり協会が募集したフォトコンテストの作品展が、同市北条町北条のアスティアかさい3階で開かれている。加西や加古川市など各地から応募があり、多彩な作品32点が並ぶ。16日まで。

「加西の残したい風景、伝えたい景色」をテーマに、今年6～9月に撮影した作品を募った。8月の加西サイサイまつりの花火や、9月のグリーンパークイントライアスロン加西に出場した選手のバイクを捉えた作品などが集まった。

午前9時～午後5時。無料。入場者が投票し、上位作品の応募者には「加西ふーど記」掲載店で使える食事券を贈呈。投票者にも抽選でプレゼントがある。同協会事務局(市文化・観光・スポーツ課内) ☎0790・42・8715

(河尻 悟)



小野、加西、加東市の一般廃棄物を処理する小野クリーンセンター（小野市天神町）がこのほど、火災を想定した訓練を実施した。職員23人が初期消火や避難誘導に取り組んだほか、市消防本部と連携し、最新の35t級はしご車と水槽車を使った救助や放水を行った。

最新車両使い火災訓練 小野 クリーンセンターで救助や放水

う。訓練はごみピットから出火したという想定で、取り残された職員を3階窓からはしご車で救助した。

小野加東加西環境施設事務組合総務課の大野浩志課長補佐（49）は「出火物が紛れ込まないように分別の徹底を呼び掛けつつ、万一出火しても消防と円滑に連携できる体制を整えたい」と話していた。

（吉田敦史）



はしご車を使った訓練＝小野クリーンセンター（小野市提供）

地域の掲示板

加西 雑魚（じゃこ）取り大会 23日

9～12時、大池（三口町と坂本町）。ため池の生き物について学ぶ講演や紙芝居も。胴長靴や田植え足袋など汚れてもよい服装で、網やウケイなどを持っていく人は持参。

小さな子どもは保護者同伴。無料。小雨決行。17日までに加古川西部土地改良区 ☎0790・49

・0915

神戸新聞 (社会面)

小野の池を消毒 県が連絡会議

新潟県や青森県の養鶏場などで鳥インフルエンザが確認されたのをを受け、兵庫県は20日、21日10町にある養鶏農家や農業団体、飼育施設など約260カ所に、鶏や野鳥などの大量死が見つかった場合、農家や市町に早期通報を呼び掛けることを確認した。

28日には、小野市来住町の男池(鴨池)の野鳥のふんから簡易検査で感染の陽性反応を検出。県は20日、同池の堤防などを消毒。県は高病原性ウイルスかどうかを確かめるため、検体を京都市の研究機関に送った。

また、県は同日、同池から半径10キロ圏内の養鶏農家36戸に聞き取り調査し、異常がなかったと明らかにした。

この問題では、県が14日、厚生労働省の調査のため同池でふんを採取し、28日に簡易検査で陽性反応を確認。ウイルスの遺伝子検査

新潟県や青森県の養鶏場などで鳥インフルエンザが確認されたのをを受け、兵庫県は20日、21日10町にある養鶏農家や農業団体、飼育施設など約260カ所に、鶏や野鳥などの大量死が見つかった場合、農家や市町に早期通報を呼び掛けることを確認した。

28日には、小野市来住町の男池(鴨池)の野鳥のふんから簡易検査で感染の陽性反応を検出。県は20日、同池の堤防などを消毒。県は高病原性ウイルスかどうかを確かめるため、検体を京都市の研究機関に送った。

また、県は同日、同池から半径10キロ圏内の養鶏農家36戸に聞き取り調査し、異常がなかったと明らかにした。

この問題では、県が14日、厚生労働省の調査のため同池でふんを採取し、28日に簡易検査で陽性反応を確認。ウイルスの遺伝子検査

毎日新聞

野鳥のふんで陽性

青森、新潟両県の養鶏場などで高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたが、県内でも小野市来住町の男池(鴨池)で、野鳥のふんからH5型型の鳥インフルエンザを検出した。このため、県は採取地点周辺を消毒するとともに、半径10キロ以内の8市町(加古川、高砂、三木、小野、加西、加東、姫路の各市と福美町)を野鳥監視重点区域に指定し、監視体制とした。県は畜産関係者に注意を促す他、一般市民に

も鳥の死骸を発見したから、行政に連絡することなど注意を呼び掛けている。

小野市では、今日14日に採取した野鳥のふんからH5型型の鳥インフルエンザを検出した。このため、県は採取地点周辺を消毒するとともに、半径10キロ以内の8市町(加古川、高砂、三木、小野、加西、加東、姫路の各市と福美町)を野鳥監視重点区域に指定し、監視体制とした。県は畜産関係者に注意を促す他、一般市民に

産経新聞

鳥インフル陽性反応 県、10キロ圏内を重点区域に

小野の男池でふん採取

県は20日、小野市来住町の男池(鴨池)で採取した野鳥のふんから鳥インフルエンザの陽性反応が出たことを明らかにした。県は同池から半径10キロ圏内を野鳥監視重点区域に指定。さらに同池から3キロ圏内にある養鶏農家7軒で立ち入り検査をしたが、異常はなかったという。また同池周辺で消毒作業を行った。

県によると、厚生労働省のワクチン開発のための新型インフルエンザウイルス調査で、14日に同池で鳥のふんを採取。簡易検査で陽性反応が確認され、その後遺伝子検査でH5型が判明した。

県は20日、新潟県や青森県の養鶏場などで高病原性鳥インフルエンザが確認されたことも受け、神戸市内で対策連絡会議を開催。県内全養鶏農家に野鳥の侵入防止の徹底などを注意喚起した。

一方、鳥インフルエンザの感染拡大への警戒のため、姫路市豊富町神谷(かみ)は、鳥インフルエンザが確認されたことを受け、22日から来園者と鳥との接触を禁止していた。

神戸新聞

鳥インフル 防疫強化

小野市周辺 養鶏農家や自治体



小野市来住町の男池(鴨池)で採取された野鳥のふんから、鳥インフルエンザの陽性反応が出た問題で、同市周辺の養鶏施設や自治体は20日、防疫対策の強化に追われた。

(社会面参照)

地鶏「ひよこ」をとりを開発、供給する県立農林水産技術総合センター(加西市別府町)は、県からの連絡を受け、三つある門のうち西門を封鎖した。職員や一般業者は南門、飼料業者らは東門に入り、各進入路に消毒マットを設置した。

小野市では、今日14日に採取した野鳥のふんからH5型型の鳥インフルエンザを検出した。このため、県は採取地点周辺を消毒するとともに、半径10キロ以内の8市町(加古川、高砂、三木、小野、加西、加東、姫路の各市と福美町)を野鳥監視重点区域に指定し、監視体制とした。県は畜産関係者に注意を促す他、一般市民に

神戸新聞

まはり本部
北消防

火災、12件増の83件

16年 救急出動は34件減少

西脇、加西、加東、多可の3市1町を管轄する北はりま消防本部（加東市下滝野）は、2016年の火災、救

急、救助の統計をまとめた。火災発生は83件（以下、文中のかっこ

で15年比12件増、死者内は15年比

は同1人増の2人（加西、加東各1人）となは、西脇13（2減）▽

獅子銀

加西32（4増）▽加東24（4増）▽多可14（6増）―で、負傷者は3人（8減）にとどまつ

だった。原因別では、たき火が最多の29件。大半は「野焼き」で、同本部は広報やパトロールなどで今後も注意を呼び掛ける。

救急出動は6341件（34減）で、西脇1802（33減）▽加西1859（2増）▽加東1750（38減）▽

た。種別では、建物32（8減）▽林野9（1減）▽車両9（4増）▽その他33（17増）―

多可888（24増）▽中国自動車道34（11増）▽管外8（増減なし）。

事故種別では、急病3911▽一般負傷1076▽交通事故6451と続いた。

救助出動は142件（4増）。西脇43（7増）▽加西39（3増）▽加東35（2減）▽多可22（3減）▽中国自動車道3（1減）―で、種別では交通事故が83件で最多だった。

（桑野博彰）

1/21 神戸新聞

加西のため池

水の上で眠る 白鳥がわい

明石の児童ら訪れ観察

明石市西明石南町「め池のほとりに着いた
1、花園小学校3年生 児童らは双眼鏡で約1
80人が20日、加西市内 時間、白鳥を熱心に観
を訪れ、白鳥がため池 察。スケッチや気にな
で羽を休める様子を観 ったことなどを紙に書
察したり、生態などを き込んだ。
学んだりした。
同市内に飛来する白 問で、白鳥が鳴くタイ
鳥を撮影し、環境保全 ミングやオオハクチョ
活動にも取り組む写真 ウとコハクチョウの違
愛好家グループ「ねび いなどを教わった後、
め白鳥の会」メンバー いこいの村はりま(同
が案内役を務めた。た 市笹倉町)に移動し、
特徴や生態などを学ん
だ。

佐野明さん(9)は



ため池でたたずむ白鳥を観察したりスケッチしたりする花園
小児童ら＝加西市内

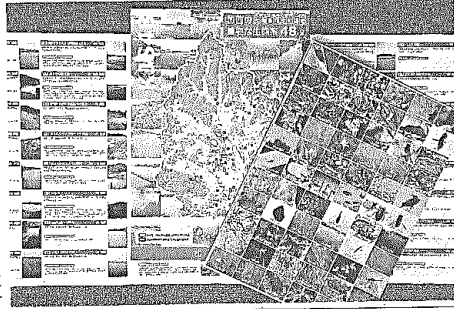
「からだが真っ白で、
水の上で寝ている姿が
かわいかった」と話し
ていた。(河尻 悟)

神戸新聞

希少種など生息地を紹介 加西市が冊子、ため池など48カ所

加西市は、希少種や絶滅危惧種などの確認記録がある市内のため池や山林、社寺な

ど48カ所をまとめた冊子「加西の重要な生態系48」を作製した。



加西市内の重要な生態系をまとめた冊子

冊子はA4判、6ページ。サギソウやトキソウが多い湿地として知られる網引町地区のため池周辺をはじめ、オニバスやガガアタが確認さ

る。同市内にはため池が900以上あり、県内有数の密集地。自然のままの状態を残している社寺林も多く、貴重な生き物が生息している。

2千部を発行し、同市役所や市地域交流センター、アステアかさい内、北播磨県民局などに置いている。

れている北条町地区の合同池などのスポットを写真付きで紹介。確認記録のある主な絶滅危惧種も掲載している。

それぞれの項目には話している。

校区の小学校名も記載。担当者は「学校の環境教育の資料として6790・42・871（河尻 悟）

も活用してほしい」と話している。

無料。市環境課0790・42・871

6790・42・871（河尻 悟）

神戸新聞

北播磨清掃事務組合

加東市が脱退予告へ

共同運営の西脇市、多可町に

加東市は、北播磨清掃事務組合を共同運営する西脇市と多可町に対し、2018年度末での脱退を予告する方針を30日までに固めた。予告には市会の議決が必要で、2月17日

共同運営の西脇市、多可町に臨時会に議案を提出する予定。

加東市のごみは現在、社地域と東条地域の分は小野クリーンセンターで、滝野地域分は同組合「みどり園」で処理している。ごみ

処理の枠組みを将来的に小野市と加西市で一本化し、同センターに

集約する方針の加東市は、脱退に向けて条件の調整を続けているが、期限を設けることで調整の本格化を狙うとみられる。脱退については地方

自治法で、議会の議決を経て、脱退する日の2年前までに他の構成団体に書面で予告すると定められている。予告を受けた団体は、必要な規約変更を行わなければならない。

一方、5市町での広

(桑野博彰)

域化を断念した西脇市と多可町は昨年8月、新ごみ処理施設の共同整備で合意。18年度には焼却施設の場所を決め、24年度からの稼働を目指すとしている。

19年に清掃組合脱退

加東市 17日に議案提出

加東市は、西脇市と多可町が4市1町のごみ処理広域化の枠組みから離脱したことを受け、2019年3月31日付で両市町とつくる北播磨清掃事務組合から脱退する方針を決めた。脱退には地方自治法に基づく「予告」が必要のため、17日にあ

る臨時市議会に議案を提出する。加東市は現在、滝野地区は西脇市のみどり園、社、東条地区は小野市の小野クリーンセンターでごみを処理している。昨年8月、西脇市と多可町が新ごみ処理施設の整備で基本合意し、三木市を除く北播磨4市1町の広域化の協

議から離脱すると表明したことで、市内のごみ処理の一元化を目指してきた加東市の考えと相反することになった。一部事務組合からの脱退は2年以上前に他の構成自治体に予告する必要がある。脱退した後は小野、加西との3市の枠組みで、滝野地区のごみは小野クリーンセンターで処理される見込み。

【姜弘修】

市がリーフレット作製、希少種など紹介

加西市は、市内の重要な生態系から48カ所を一堂に紹介するリーフレット「加西の重要な生態系48 (KJS48)」1冊を2,000部作製し、公共施設で無料配布している。

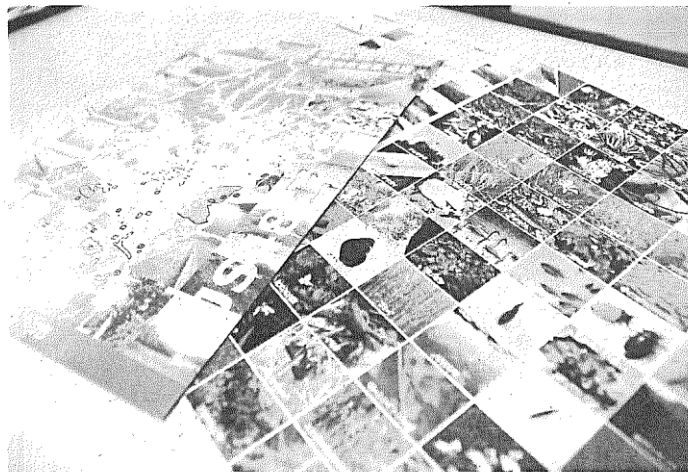
A4判フルカラー6ページで作製は初めて。掲載した生態系は市独自の調査や県版レッドデータブックなどの文献を参考に、絶滅危惧種や希少種の生息状況から特に重要な場所を抽出した。市内は農業用の池が密集するなど、多様な自然環境を有しており、48カ所はそれぞれ写真付きで、特色や確認記録のある主な絶滅危惧種を紹介している。例えば「豊倉町の三田池・伝通池」では鳥類、「上方願寺町の定本池」では両生類の絶滅危惧種が多く確認されている。

また、1ページを使って絶滅危惧種や希少種の66種類の昆虫や動植物が写真で紹介されている。800部は市内の小中学校に提供し、環境教育に役立てもらうという。

市環境課は「自然保護を進める中で、貴重な自然をまずは地

加西の重要な生態系48カ所

KJS48で自然知って



元の人たちに目に見える形で知ってもらいたい」と作製したと、酒用を呼びかけている。リーフレットは市役所、中央、善防、6。【姜弘修】

ごみ広域処理

加東市脱退へ

北播磨清掃事務組合から

加東市は17日、ごみの広域処理のため、西脇市、多可町と共同運営している北播磨清掃事務組合からの脱退を決めた。脱退は2年後の2019年3月末の予定。

3市町で構成する組合は西脇市内にある「みどり園」でごみ処理施設を運営している。加東市のごみ処理で、旧滝野町からのごみは合併前と同じようにみどり園へ搬入していた。脱退後、旧滝野町の可燃ごみの処理先は、小野クリーンセンター（小野市）に切り替わる。北播磨4市1町ではごみの広域処理構想がまとまらず、自治体の枠組みは「西脇市と多可町」と「加東、小野、加西の3市」の二つに再編される。

清掃組合脱退を承認

加東市会が議案可決

加東市会は17日、臨時会を開き、北播磨清掃事務組合（みどり園）から2019年3月31日

で脱退することについて議決を求める議案を全会賛成で可決し、

処理している。脱退の理由として同市は、西脇、小野、加西、加東の各市と多可町で合意していたごみ処理広域化の枠組みが、西脇市と多可町の離脱表明により不可能となったため、加東市の可燃ごみ処理は小野加東加西環境施設事務組合（小野クリーンセンター）に一元化する、と説明した。安田正義市長は、脱退の予告によって今後、「組合財産の処分

の2年前までに他の構成団体に書面で予告すると定めた地方自治法に従った手続き。加東市は現在、同組合で滝野地域のごみを

（桑野博彰）

2/18 読売新聞

加東市清掃事務組合脱退へ

18年度末 予告議案 議会でも決

加東市議会は17日の臨時議会で、市が北播磨清掃事務組合から2018年度末で脱退することを予告する

議案を全会一致で可決した。市は同日、同組合を構成する西脇市と多可町に文書で予告した。

三和印房
大和をハント...
姫路・西二條町
288-1218

加東市滝野地区の家庭ごみは現在、同組合の処理施設「みどり園」（西脇市富吉南町）で、社地区と東条地区は小野加東加西環境施設事務組合の同「小野クリ

ンセンター」（小野市天神町）で取り扱っている。北播磨地域では2000年から、ごみの広域処理を協議していたが、自治体間で新施設の設置時期を巡って意見が分裂。西脇市と多可町が昨年8月、広域処理構想を離脱し、独自に新施

設を建設することを表明していた。

安田正義・加東市長はこの日、「西脇市と多可町が離脱を表明し、広域化は事実上破綻した。小野、加西両市との連携でコスト低減、市域の処理体制一元化を図るため、事務組合から脱退する」と、提案理由を説明した。

事務組合の脱退には、地方自治法で2年前までの予告が必要とされる。

IX 資料

本章では、環境を守るための施策の根拠となる法令・計画を示すために、環境基本法が定める環境基準、環境関連法令の概要、環境関連計画の概要を説明しています。

1 環境基準とは

環境基準とは、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定めるもので、公害対策全般にわたる行政上の努力目標です。

個々の工場・事業場から排出される汚染物質の許容限度を排出基準というのに対し、環境基準とは個々の工場・事業場から排出される汚染物質の重合・集積によって生じる地域全体の環境汚染の改善目標を示すものです。

環境基本法第 16 条の規定に基づき、大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壌汚染について環境基準が設定されていますが、排出基準が事業者に対して法の強制力を伴っているのに対し、環境基準は法の強制力を伴いません。

2 大気汚染に係る環境基準

国は、大気の汚染について、人の健康を保護し、生活環境を保全するために維持されることが望ましい基準を定めています。

物質	環境上の条件
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内または、それ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.10ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。

(備考)

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることもとならないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

3 水質汚濁に係る環境基準

国は、水質の汚濁について、人の健康を保護し、生活環境を保全するために維持されることが望ましい基準を定めています。

(1) 人の健康の保護に関する環境基準―公共用水域―

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.004 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロメタン	0.04 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
チウラム	0.006 mg/ℓ以下
シマジン	0.003 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
セレン	0.01 mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下

(備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準―河川―

	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	1000MPN/ 100ml以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	5000MPN/ 100ml以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ以下	50 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ以下	100 mg/ℓ以下	2 mg/ℓ以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ以上	—

1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする(湖沼もこれに準ずる)。

☆ 自然環境保全: 自然深勝等の環境保全

☆ 水道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

☆ 水産 1 級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

☆ 工業用水 1 級: 沈殿物等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級: 薬品注入等による高度の浄水作用を行うもの

工業用水 3 級: 特殊洗浄操作を行うもの

☆ 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等含む。)において不快感を生じない限度

(3) 水質に関する用語

◇ 水素イオン濃度(pH)

水質の酸性やアルカリ性の程度を示す指標で、pH7は中性を、それより上はアルカリ性、それより下は酸性を示します。なお、水道用水として望ましい水質は pH6.5～8.5 までの範囲です。

◇ 生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物が 20℃、5 日間で微生物により無機化されるときに消費される酸素の消費量を表します。BOD が大きいと、その水は有機物による汚濁が進んでいることを示します。環境基準では、河川の汚濁指標として採用されています。

◇ 化学的酸素要求量(COD)

水中の被酸化性物質を酸化剤等で酸化し、その際に消費される酸素量を表します。数値が高いほど汚染が進んでいます。環境基準では、海域及び湖沼の汚濁指標として採用されています。

◇ 溶存酸素(DO)

水中に溶けている酸素のことをいい、溶存酸素は水の浄化作用や水中の生物にとって必要不可欠なものです。溶解量を左右するのは、水温、気圧、塩分などで汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素量は少なくなります。きれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したり、藻類が著しく繁殖するときに過飽和状態となります。

◇ 浮遊物質(SS)

水中に懸濁している不溶性の物質です。ある特定の物質を指すのではなく、微生物、有機質、粘土など多種類のものが含まれます。2 mmのふるいを通過し、孔径 1 μmのガラス繊維濾紙によって捕集される水中の浮遊物質のことです。数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを示します。

◇ 大腸菌群数

大腸菌そのものは無害で人体内にも大量に存在していますが、糞尿とともに排出されるので、病原性汚染の間接的指標として重要です。大腸菌群数の検出試験は精度が高いので、大腸菌群数の検出により病原菌の存在の可能性を推定することができます。確率論で算出された大腸菌群数の数値として再確数(MPN)で表します。

◇ ノルマルヘキサン抽出物質

主として排水中に含まれる比較的揮発しにくい炭化水素、炭化水素誘導体、グリース油状物質等の総称です。通常、「油分」といわれており、鉱油及び動植物油等の油分の量を表す指標として使用されています。

◇ PCB

高度の化学安定性、不燃性、高度の絶縁体、水に対して溶解度が低いこと、高脂溶性、高度の可塑性などにより、広範に使用されていました。現在、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律により、特定化学物質の指定を受け、製造、輸入、使用が厳しく規制されています。

◇ 亜鉛(Zn)

鉱山排水や、工場排水から放出されます。水産生物に害を及ぼします。

◇ アンモニア性窒素

水中で NH_4 の形で存在している窒素のことです。主として、動植物の腐敗や排泄物から生じ、富栄養化の原因となります。

◇ カドミウム(Cd)

イタイタイ病の原因物質で、中枢神経を麻痺させ筋肉麻痺を起こします。カドミウムの可溶性塩類は胃腸粘膜の炎症を起こし、咳、めまい、胃腸炎、異常疲労、嗅覚鈍覚化、貧血、血沈上昇、肝臓障害、骨格変化など治療困難な症状が起こります。

◇ クロム(Cr)

クロムは耐食性、耐熱性に富み、メッキやステンレスの原料として用いられる重金属です。クロムの化合物には、青紫色を呈する三価クロム化合物と、黄～赤色を呈する六価クロム化合物とがあります。六価クロムは毒性が強く、消化器、肺などから吸収されて浮腫、潰瘍が生じます。また、ガンの原因になるともいわれています。

◇ シアン(CN)

青酸及びその塩類をシアン化合物といいます。青酸は猛毒性であるばかりではなく、引火性、爆発性を持つ気体で、水には容易に溶けます。青酸の毒性は血液中のヘモグロビンと結合してヘモシアンを生成しヘモグロビンの酸素を運ぶ作用を阻害するため窒息症状を起こします。

◇ 水銀(Hg)

水銀を分類すると、無機水銀と有機水銀とに分類でき、有機水銀はアリル水銀とアルキル水銀化合物に分けられます。無機水銀化合物やアリル水銀化合物は摂取しても、糞尿とともに排出されやすいため、重篤な症状は多くありません。これに対し、アルキル水銀化合物は神経系を冒して手足の震え、言語障害、視力減退などの中毒症状を呈します。アルキル水銀中毒の例としては、水俣病が有名です。

◇ 鉄(Fe)

鉄そのものの毒性はほとんどありませんが、鉄粉は塵肺を起こします。鉄は胃及び十二指腸の上部において、イオンの形で吸収されるが、第2鉄より第1鉄の方が吸収されやすく毒性があります。

◇ 銅(Cu)

銅は血液中に 60～100 mg含まれており、毎日 2 mgは摂取しなければならないといわれています。銅による中毒症状は緑色または青色の吐物を出し、皮膚は青色を帯び、血圧降下、虚脱などの症状を呈します。

◇ 鉛(Pb)

水銀などと並んで、毒性の強いものの1つであり、鉛中毒は、肺、消化器、皮膚などを通して吸収され、歯の周りに特有の褐色の緑を生ずる他、便秘、疲労、食欲不振を訴え、ひどい場合は強い関節痛や頭痛を伴う血圧上昇、タンパク尿などの症状を呈します。

◇ 砒素(As)

砒素並びに砒素化合物は猛毒であり、皮膚、消化器、吸収器から吸収され、骨や内臓に沈積して排出しにくく、慢性中毒を起こします。中毒症状は、嘔吐、皮膚の褐色化、赤血球の減少、食欲減退、肝臓肥大、乾燥性発疹などで、急性中毒の場合は激しい嘔吐、下痢、腹痛、頭痛などを起こし、さらに心臓衰弱、チアノーゼ、全身痙攣を起こして死に至る場合もあります。

4 騒音に係る環境基準

国は、騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全するために維持されることが望ましい基準を定めています。

道路に面する地域以外の地域（一般地域）

地域の類型	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
AA(特に静穏を要する地域)	50 dB	40 dB
A(専ら住居の用に供される地域)	55 dB	45 dB
B(主として住居の用に供される地域)		
C(相当数の住居と併せて商業、工業用の用に供される地域)	60 dB	50 dB

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という）については、その環境基準は上表によらず次表の基準欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB	55 dB
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 dB	60 dB
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		

（備考）車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するため、必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
70 dB	65 dB

（備考）個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音基準（昼間にあっては 45 dB 以下、夜間にあっては 40 dB 以下）によることができる。

5 自動車公害の要請限度

(1) 自動車騒音の要請限度

住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、騒音規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、自動車騒音が一定の限度（これを「要請限度」という）を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できます。

また、市町村長は道路管理者に対して道路構造の改善等について意見を述べることができます。

	区域の区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
1	a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
2	a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
3	b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB

環境基準において規定された幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例

昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
75 dB	70 dB

(備考)

a 区域:専ら住居の用に供される区域

b 区域:主として住居の用に供される区域

c 区域:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

(2) 道路交通振動の要請限度

住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、振動規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、道路交通振動が一定の限度（これを「要請限度」という）を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できます。

また、市町村長は道路管理者に対して道路構造の改善等を要請することができます。

	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (8:00～19:00)
第1種区域	65 dB	60 dB
第2種区域	70 dB	65 dB

(備考)

第1種区域:良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域:住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため著しい振動の発生を防止する必要がある区域

※学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は、上記表に定める値以下当該値から5デシベル減じた値以上とする。(振動規制法施行規則第12条)

6 環境保全関係法令

(1) 環境保全関係法令

① 環境基本法

日本では、高度経済成長に伴い昭和 30 年代後半から多くの公害問題が発生し、社会の関心が高まりました。こうした流れを受けて、昭和 42 年に「公害対策基本法」が制定されました。この法律では典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染、騒音、振動、悪臭）に対する対応措置が規定され、公害防止のためにその役割を果たしてきました。

ところが、大量生産、大量消費の生活様式を背景に、日常生活に密着した環境問題は改善が遅れ、また、地球温暖化問題など地球的規模で対処すべき環境問題が顕在化してきました。これらの問題に対応するため、平成 5 年に「環境基本法」が成立しました。

環境基本法では、環境の恵沢の享受と継承、環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築、国際的協調による地球環境保全の積極的推進の 3 つの基本理念を定めています。さらに、国、地方公共団体、事業者、国民の環境保全に係る責務を明らかにしています。

② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として昭和 45 年に制定されました。

③ 循環型社会形成推進基本法

平成 12 年に、日本における循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みを定めました。基本法が整備されたことにより、廃棄物・リサイクル政策の基盤が確立されました。

④ 地球温暖化対策の推進に関する法律

平成 10 年制定。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としています。

⑤ エネルギー使用の合理化に関する法律

この法律は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものです。

⑥ 環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）

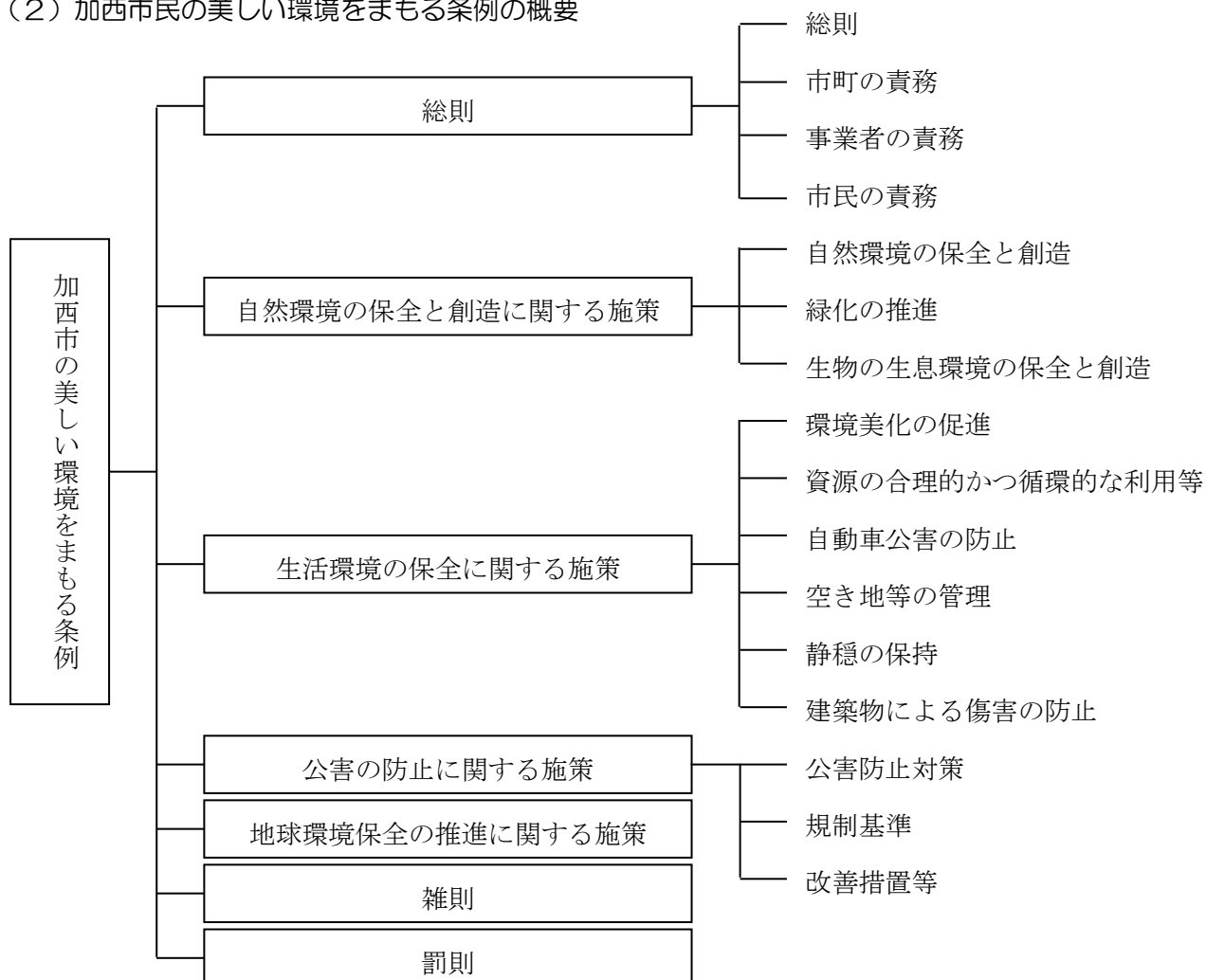
兵庫県では、昭和 44 年に「公害防止条例」を制定しましたが、経済の成長、日常生活の変化など時代の流れを受け、平成 7 年に公害防止条例を廃止し、新たに「環境の保全と創造に関する条例」を公布、施行しました。

環境の恵沢を県民の権利として享受するとともに、その恵沢を将来の世代に継承するため、環境の有限性を認識し、日常の生活や事業活動を自ら環境に配慮したものに改め、持続的発展が可能な社会に変革しなければなりません。このような認識に基づき、社会の構成員すべての参画と協働による環境適合型社会の形成を基調として、兵庫の環境特性を踏まえた施策を県民の総意として、総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

⑦ 加西市環境基本条例・加西市民の美しい環境をまもる条例

加西市においても、経済社会の発展により利便性が飛躍的に向上しましたが、一方で、廃棄物の増加、不法投棄、水質汚濁、大気汚染等の身近な環境問題が発生し、その対策が必要であるだけでなく、地球温暖化やオゾン層の破壊等の地球環境問題への対応も求められています。これらに総合的に対応するために、「加西市民の住みよい環境をつくる条例」（昭和 48 年）では不十分であることから、平成 17 年度より、「加西市環境基本条例」・「加西市民の美しい環境をまもる条例」として内容を新たにしています。

（２）加西市民の美しい環境をまもる条例の概要



7 加西市の計画

(1) 加西市バイオマスタウン構想

地域のバイオマスの利活用をすすめることにより、環境の保護に貢献することを目的として、「加西市バイオマスタウン構想」を平成 17 年 11 月に公表しました。平成 18 年 10 月には、構想を実現するための事業プランとして、廃食用油の BDF 化を中心とする事業を追加し、その内容を更新しています。

(2) 第 2 次加西市環境基本計画

第 2 次加西市環境基本計画（平成 29 年 3 月策定）は、「加西市環境基本条例」に基づくものであり、環境の保全と創造に関する基本計画を示し、将来像や環境施策などを総合的・計画的に推進することにより、加西市環境基本条例に掲げる基本理念の具体化を、加西市民の美しい環境を守る条例とあわせて進めていくことを目的としています。

(3) 第 3 次加西市地球温暖化対策実行計画

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づき、加西市役所の事務・事業により発生する温室効果ガス排出を抑制し、地球環境への負荷の低減を図ることを目的として策定しているもので、第 1 次、第 2 次に引き続き 3 次目となります。

第 3 次計画の期間は、日本の約束草案に倣い、2017 年度から 2030 年度までの間としています。

(4) 加西市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

加西市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 19 年 3 月策定）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、第 4 次加西市総合計画の目標を実現するために、当市の清掃・リサイクル事業の指針として策定されたものです。

本計画は、加西市が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理を実施するための骨子となるものであり、ごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理、並びにごみの排出の抑制を推進するために必要な基本的事項を定めるものです。

(5) 加西市地域新エネルギービジョン

近年、地球温暖化問題などの環境問題がマスコミ等で取り上げられるようになりました。この問題は、人間の生きる土台を揺るがしかねない緊急な課題でもあり、その一つの原因として、化石燃料の大量消費によるものが挙げられます。

私たちの子どもの世代に、豊かな自然環境を残していくためには、省エネ行動と合わせて、化石燃料に代わる、太陽光をはじめとした、新エネルギーの導入が不可欠であると考えられています。こうした背景を踏まえ、加西市の地域の特性を活かした新エネルギー導入に向けた方向性やしくみを示す、「加西市地域新エネルギービジョン」を平成 21 年 2 月に策定しました。

（６）加西市地球温暖化対策地域推進計画

地球温暖化対策を加西市全域において推進するため、「加西市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

（７）生物多様性かさい戦略

人手が加わらない原生的自然と、人の暮らしと結びついた田んぼ・ため池・里山が育む二次的自然が共存している加西市の貴重な自然環境を守り、その恩恵を持続的に享受し、未来の子供たちに伝えていくことを目的として、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略として、「生物多様性かさい戦略」を平成２５年４月に策定・公表しました。

加 西 の 環 境

平成 29 年度版

平成 29 年 1 0 月発行

監修 加 西 市 生 活 環 境 部 環 境 課

発行 加 西 市

〒675-2395

兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地

TEL. 0790-42-1110 (代表)

ホームページ <http://www.city.kasai.hyogo.jp/>
